

## 1-4-1 普代村防災会議条例

平成 62 年 12 月 10 日普代村条例第 11 号

改正

平成 12 年 3 月 15 日条例第 7 号

平成 21 年 6 月 26 日条例第 16 号

平成 27 年 3 月 9 日条例第 13 号

(目 的)

**第 1 条** この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき普代村防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

**第 2 条** 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 普代村地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 普代村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

**第 3 条** 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は村長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから村長が任命する者
  - (2) 岩手県の知事の部内の職員のうちから村長が任命する者
  - (3) 岩手県警察の警察官のうちから村長が任命する者
  - (4) 村長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (5) 教育長
  - (6) 消防長及び消防団長
  - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから村長が任命する者
  - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから村長が任命するもの
  - (9) その他村長が特に必要と認めた者
- 6 前の委員は 35 人以内とする。
- 7 第 5 項第 7 号及び第 8 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

**第 4 条** 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、岩手県の職員、村の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから村長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

**第5条** 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 普代村防災会議条例（昭和 28 年普代村条例第 7 号）は、廃止する。

附 則（平成 12 年 3 月 15 日条例第 7 号）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 6 月 2 日条例第 16 号）

この条例は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 9 日条例第 13 号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第 1 条による改正後の普代村防災会議条例第 3 条第 5 項第 8 号の規定により最初に任命する委員の任期は同条第 7 項の規定にかかわらず、同条第 5 項第 7 号により任命する委員の任期と同様とする。

## 1-4-2 普代村防災会議の組織

(令和4年3月15日)

区分	職	委嘱・任命区分
会長	普代村長	
委員	三陸北部森林管理署久慈支署長	第3条第5項第1号
	三陸国道事務所久慈維持出張所	第3条第5項第1号
	県北広域振興局経営企画部長	第3条第5項第2号
	県北広域振興局農政部長	第3条第5項第2号
	県北広域振興局林務部長	第3条第5項第2号
	県北広域振興局水産部長	第3条第5項第2号
	県北広域振興局土木部長	第3条第5項第2号
	久慈保健所長	第3条第5項第2号
	県北教育事務所長	第3条第5項第2号
	久慈警察署長	第3条第5項第3号
	久慈警察署普代駐在所長	第3条第5項第3号
	普代村副村長	第3条第5項第4号
	普代村総務課長	第3条第5項第4号
	普代村政策推進室長	第3条第5項第4号
	普代村税務出納課長	第3条第5項第4号
	普代村住民福祉課長	第3条第5項第4号
	普代村農林商工課長	第3条第5項第4号
	普代村建設水産課長	第3条第5項第4号
	普代村治水対策室長	第3条第5項第4号
	普代村教育委員会教育長	第3条第5項第5号
	普代村教育委員会教育次長	第3条第5項第5号
	久慈広域連合消防本部消防長	第3条第5項第6号
	普代村消防団長	第3条第5項第6号
	普代郵便局長	第3条第5項第7号
	東日本電信電話株式会社岩手支店災害対策室長	第3条第5項第7号
	東北電力株式会社久慈営業所長	第3条第5項第7号
三陸鉄道株式会社北リアス線運行本部長	第3条第5項第7号	
普代村婦人消防協力隊長	第3条第5項第8号	

## 1-7-1 普代村における主な災害記録

発生年月日	災害名	災害内容
M. 29. 6. 15	津波	流失倒壊家屋 258 戸・行方不明者 1,010 人
S. 8. 3. 3	〃	死傷者 95 人・住家流出 40 戸・非住家流出 20 戸 漁船(無動力) 流失 150 隻
S. 19. 3. 10	雪害	積雪量 150cm~180cm (被害の状況不詳)
S. 25. 7. 12	降雹突風	倒壊家屋 7 棟・秋作物収穫皆無
S. 27. 3. 23	雪害	死者 3 人
S. 33. 9. 22	水害	台風 22 号 床上・床下浸水
S. 36. 5. 29	三陸火災 (フェーン災害)	死者 1 人・傷者 1 人・全壊家屋 103 戸 林野焼失面積 2,000ha
S. 39. 2. 9	雪害	死者 1 人
S. 41. 1. 19	火災	死者 6 人・全焼家屋 1 戸
S. 41. 10. 13	水害 (集中豪雨)	死者 1 人・家屋の被害 2 戸 (全壊) (太田名部)
S. 42. 9. 21	水害 (集中豪雨)	消防団員の殉職者 1 名
S. 44. 4. 29	火災	林野火災焼失面積 300ha
S. 46. 4. 25	〃	1 日に 2 件 林野火災
S. 47. 5. 3	〃	1 日に 3 件 林野火災
S. 51. 3. 21	水害 (集中豪雨)	死者 1 人・床上浸水 21 戸・床下浸水 118 戸 国道決壊 4 ヶ所・県道決壊 3 ヶ所・村道決壊 27 ヶ所 橋梁流出 3 ヶ所・簡易水道切断 3 ヶ所
S. 52. 4. 19	火災	鳥居地区林野火災 1,626a ・ 12,052 千円
S. 55. 8. 27 ~29	水災害	長雨による床上・床下浸水
S. 55. 12. 24	イブ災害 豪雨に伴う融雪 災害 高潮災害	水産関係 887,176 千円 漁港関係 8,000 千円 観光関係 9,000 千円 農業関係 737 千円 合計 904,913 千円
S. 56. 8. 23	暴風災害	台風 15 号による立ち木、家屋被害

S. 56. 9. 25 ~27	大雨災害	秋雨前線による豪雨災害 被害額 337, 997 千円
発 生 年 月 日	災 害 名	災 害 内 容
S. 57. 5. 21	大雨災害	床上浸水1戸・床下浸水10戸
S. 58. 3. 13	火災	茂市地区 住家1棟全焼・焼死者1名
S. 62. 1. 9	地震	道路崖崩れ 195, 100 千円 非住家全壊 (2 棟) 2, 500 千円 水道管破壊 (断水世帯 96 世帯) 700 千円 公共施設 (観光・集会・児童厚生・体育施設) 1, 561 千円 乗用車破損 1, 000 千円
S. 62. 5. 4	火災	鳥居地区林野火災 焼失面積 8, 187a 損 害 額 8, 357 千円
H. 2. 10. 26	風水害	低気圧の通過に伴う被害 (床上・床下浸水・風害・高潮) 被害額 211, 250 千円
H. 3. 2. 17	高潮被害	低気圧の通過に伴う被害 高潮流入及び破損 非住家 12 棟 船舶被害 転 覆 5 隻 沈 没 6 隻
H. 3. 5. 1	火災	1日3件 林野火災
H. 5. 12. 23	〃	宇留部地内車両火災 死者1人
H. 13. 9. 13	水害	村道2ヶ所決壊 被害額 4, 000 千円
H. 14. 1. 27 ~28	風水害	低気圧の通過に伴う被害 被害額 217, 233 千円
H. 15. 3. 4	雪害	低気圧の通過に伴う被害 被害額 3, 300 千円
H. 16. 9. 30	土砂災害	台風21号通過に伴う災害 重傷者1名、住家半壊1棟、非住家全壊1棟
H. 18. 10. 6 ~ 9	風水害	低気圧の通過に伴う被害 被害額 468, 667 千円
H. 18. 12. 26 ~28	風水害	低気圧の通過に伴う被害 床上浸水2棟 床下浸水22棟 避難勧告に伴う避難4世帯 被害額 405, 600 千円

(資料編 普代村における主な災害記録)

発 生 年 月 日	災 害 名	災 害 内 容
H. 21. 10. 8	水害	台風18号による大雨、暴風災害 道路被害15ヵ所、河川被害4ヵ所
H. 22. 12. 30 H. 23. 1. 2	高潮雪害	低気圧に伴う波浪被害、雪害 港湾被害 1か所
H. 23. 3. 11	地震・津波	東日本大震災 人的被害(村内:行方不明者1名、村外:死者7名、 負傷者4名) 建物被害(非住家 全壊176棟) 漁船538隻、車両34台、養殖施設1,307台 被害総額 4,762,175千円
H. 23. 9. 21~22	水害	台風15号による大雨、洪水、暴風 道路被害5ヵ所、その他被害4ヵ所
H. 24. 9. 30~ 10. 1	風水害	台風による大雨、洪水、暴風、波浪、高潮 建物被害3棟(床下浸水) 道路被害1ヵ所、その他被害1ヵ所
H. 25. 10. 16	風水害	台風26号による大雨、洪水、暴風、波浪 建物被害1棟(一部損壊) 道路被害4ヵ所(倒木通行止)
H. 26. 2. 16~17	雪害	低気圧に伴う大雪、暴風雪、波浪 道路被害2ヵ所 ハウス被害9棟 被害総額 6,400千円
H. 27. 6. 27~28	水害	低気圧に伴う大雨 24時間雨量観測史上最大の343.5ミリを観測
H. 28. 1. 18~22	高潮雪害	低気圧に伴う大雪、暴風雪、波浪 港湾被害1ヵ所 漁船4隻、養殖施設5台 その他被害3ヵ所(電線切断等) 被害総額 8,990千円

発生年月日	災害名	災害内容
H. 28. 8. 30	水害	台風 10 号に伴う大雨、暴風、波浪 建物被害 床上浸水 23 棟 (全壊 1 棟、大規模半壊 1 棟、半壊 20 棟) 床下浸水 51 棟、一部損壊 1 棟 非住家浸水 65 棟 道路被害 28 路線 45 力所 漁港・養殖施設 被害額 40,370 千円 農林水産業施設 被害額 177,492 千円 被害総額 953,795 千円
R. 1. 10. 12	水害	台風 19 号に伴う大雨、暴風、波浪 建物被害 床上浸水 46 棟 (全壊 1 棟、大規模半壊 6 棟、半壊 34 棟、準半壊 6 棟、半壊に至らない 77 棟) 床下浸水 78 棟 非住家浸水 155 棟 道路被害 20 路線 64 力所 公共施設 被害額 430,157 千円 農林水産業施設 被害額 38,656 千円 商工業者施設 被害額 115,124 千円 災害廃棄物処理事業費 87,106 千円 被害総額 3,776,198 千円

## 2-2-1 自主防災組織の現況

### 1 婦人消防クラブ（協力隊）

平成 29 年 4 月 1 日現在

名 称	隊員数（人）	結成年月日
普代村婦人消防協力隊	48	昭和 38 年 2 月 1 日
普代村婦人防火クラブ	139	平成元年 3 月 28 日
計	187	

### 2 幼年・少年消防クラブ

平成 29 年 4 月 1 日現在

名 称	クラブ員数（人）	結成年月日
普代村幼年消防クラブ	62	昭和 63 年 11 月 1 日
普代スポーツ少年団少年消防クラブ	12	昭和 63 年 11 月 1 日
計	74	

### 3 自主防災組織

平成 29 年 4 月 1 日現在

名 称	クラブ員数（人）	結成年月日
旭日区自治会自主防災会	251	昭和 63 年 11 月 1 日
普代上区自主防災会	319	昭和 63 年 11 月 1 日
計	570	



## 2-4-1 気象観測施設一覧

(平成 28 年 1 月 1 日現在)

設置機関	種 別	所 在 地
気 象 庁	普代村簡易水道施設	普代村 13-65-3
岩 手 県	雨量観測所	久慈市八日町 2-1
久慈消防署普代分署	雨量観測所	普代村 10-8-7

## 2-4-2 地震・津波観測施設一覧

## 1 地震観測施設

設置機関	種 別	所 在 地
気 象 庁	計測震度計	普代村 9-13-2
防災科学研究所	強震計	普代村 9-30-20
岩 手 県	計測震度計普代ダム	普代村 14-35-23

## 2 津波観測施設

設置機関	種 別	所 在 地
気象庁	検潮所, 巨大津波観測計 (臨時)	宮古市赤前
東京大学地震研究所	波高計	宮古市田老
東京大学地震研究所	早期津波予測システム	宮古市田老
宮古市	津波観測システム	宮古市田老
気象庁	検潮所, 巨大津波観測計	大船渡市赤崎町
東京大学地震研究所	GPS 津波計測システム	大船渡市
東北地方整備局	潮位計	久慈市長内町
気象庁	巨大津波観測計	久慈市長内町
釜石市	津波観測システム	釜石市
釜石市	海面監視システム	釜石市甲子川河口
東京大学地震研究所	津波観測システム	釜石市
海上保安庁	験潮所	釜石市魚河岸町
大槌町	波高	大槌町
田野畑村	海面監視システム	田野畑村
普代村	津波観測システム検潮儀	普代村
東北地方整備局	GPS 波浪計	久慈沖、宮古沖、釜石沖
東京大学地震研究所	釜石沖津波観測システム	釜石沖
気象庁	ブイ式海底津波計	岩手沖 320 * <sub>□</sub> 、380 * <sub>□</sub> 宮城沖 350 * <sub>□</sub>

## 2-5-1 指定避難場所等一覧

## 指定緊急避難場所

(平成 28 年 3 月 1 日現在)

	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類			
			津波	崖崩れ 土石流	地震	大規模 火災
1	普代道路避難場所	14 地割宇留部	●			
2	北の股神社	15 地割堤 41	●			
3	大崎寛宅付近	13 地割普代 89-47	●			
4	八幡神社	13 地割普代 110-1	●			
5	ふれあい交流センター	13 地割普代 87-2	●			
6	松頭利美宅付近	13 地割普代 60-6	●			
7	中村良一宅付近	13 地割普代 31	●			
8	普代駅裏高台	8 地割太田名部 92-53	●			
9	農協集出荷施設脇高台	8 地割太田名部 84-31	●			
10	深渡橋付近	12 地割中村 41-2	●			
11	日向益人宅付近	21 地割堀内 110	●			
12	三陸鉄道堀内駅	20 地割馬場野 99-8	●			
13	堀内公葬地前広場	20 地割馬場野 51-6	●			
14	堀内教員住宅付近	20 地割馬場野 7-19	●			
15	太田名部砂防堰堤前広場	8 地割太田名部 82-6	●			
16	大上一弘宅付近	8 地割太田名部 18-8	●			
17	大久保霊園広場	5 地割上の山 7-46	●			
18	普代ダム	5 地割上の山 28-4	●			
19	普代分署 2 階会議室	10 地割羅賀 8-7	●			
20	黒崎公民館	1 地割上村 3-2		●		●
21	国民宿舎くろさき荘	2 地割下村 84-4			●	●
22	太田名部公民館	8 地割太田名部 71-1				●
23	自然休養村管理センター	13 地割普代 169-1		●	●	●
24	高齢者活動施設	10 地割羅賀 3-10		●	●	●
25	普代村役場	9 地割銅屋 13-2	●	●	●	●
26	力持公民館	16 地割天拝坂 3-1			●	●

27	白井地区漁業研修施設	19 地割白井 33		●	●	●
28	堀内地区漁村センター	20 地割馬場野 77-1	●		●	●
29	沢向コミュニティーセンター	22 地割沢向 5-6			●	●
30	堀内机地区構造改善センター	21 地割堀内 289-2		●	●	●
31	鳥居公民館	15 地割堤 80-3				●
32	落合公民館	11 地割柏木平 44-6			●	●
33	芦渡多目的集会場	29 地割芦渡 105-3		●	●	●
34	茂市レストハウス	27 地割茂市 71-2		●		●
35	萩牛地区地域特産品生産施設	30 地割萩牛 52-4			●	●

指定避難所

(平成 28 年 3 月 1 日現在)

	施設名	住所	電話番号	備考
1	国民宿舍くろさき荘	2 地割下村 84-4	35-2611	
2	自然休養村管理センター	13 地割普代 169-1	35-2120	
3	普代村役場	9 地割銅屋 13-2	35-2111	
4	B & G 海洋センター	19 地割白井 71-3	35-2488	

福祉避難所

(平成 28 年 3 月 1 日現在)

	避難場所	住所	電話番号	備考
1	特別養護老人ホームうねとり荘	24 地割鳥居 5-1	35-3577	
2	くろさき小規模多機能ホーム	1 地割上村 4-1	35-3171	

## 2-8-1 防災行政無線設備の整備状況一覧

## 第1 親局、基地局および遠隔制御局 (平成28年3月1日現在)

種別	名称	所在地
親局 (1局)	普代村役場庁舎	普代村 9-13-2
基地局	向野場中継所内	普代村 8-92-7
	白井中継所内	普代村 23-27-3
遠隔制御局 (2局)	普代村漁業協同組合	普代村 9-31-4
	久慈消防署普代分署	普代村 10-8-7

## 第2 拡声子局、車載、携帯無線設置箇所一覧

拡声子局						◎車載用無線機 (呼出名称)	
No.	図	子局名	No.	図	子局名		
1	1	堀内漁港	27	28	旧役場	1	エステイマ 防災普代1
2	2	堀内1	28	T8	駅裏	2	交通指導車 防災普代2
3	3	堀内2	29	27	普代4	3	水道車 防災普代3
4	T1	まついそ	30	26	普代5	4	プリウス 防災普代4
5	4	堀内机	31	25	向野場	5	セレナ 防災普代5
6	5	堀内3	32	17	茂市2	◎携帯無線機	
7	T2	堀内4	33	18	茂市1	1	総務課防災1 防災普代6
8	7	沢漁港	34	19	茂市3	2	総務課防災2 防災普代7
9	6	堀内5	35	20	芦生	3	総務課防災3 防災普代8
10	8	堀内6	36	21	芦渡	4	住民福祉課 防災普代9
11	9	長途	37	22	落合	5	教育委員会 防災普代10
12	10	白井1	38	23	萩牛1	6	普代分署 防災普代11
13	11	白井2 (延長有)	39	24	萩牛2	7	管理センター 防災普代12
14	12	白井3	40	T9	新港	8	B&G 海洋センター 防災普代13
15	T3	白井漁港	41	33	太田名部1 (延長有)	9	うねとり荘 防災普代14
16	13	力持浜				10	診療所 防災普代15
17	14	力持	42	32	太田名部2	11	こども園 防災普代16
18	15	不行道	43	34	太田名部3	12	普代小学校 防災普代17
19	16	鳥居	44	35	前浜 (延長有)	13	普代中学校 防災普代18
20	T4	普代1	45	36	汐'り浜 (延長有)	◎集会施設	
21	T5	普代2	46	37	黒崎1	1	黒崎公民館
22	29	普代3	47	38	黒崎2	2	太田名部公民館
23	T6	中学校	48	39	黒崎3	3	白井地区漁業研修施設
24	31	普代浜	49	40	和の山	4	堀内地区漁村センター
25	30	村営住宅	50			5	鳥居公民館
26	T7	役場				6	芦渡地区多目的集会施設

## 2-6-2 防災資機材の保有状況

## 1 空中消火用資機材

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

		岩 手 県		久慈広域連合 消 防 本 部	久慈地区分 合 計
		計	久慈地区空中消 火等補給基地		
散 布 装 置	700ℓ水のう型 (台)	38	6	5	11
	1,800ℓ (台)	4	—	—	—
貯水槽	2,500ℓ (台)	9	—	2	2
	7,000ℓ (台)	2	—	—	—
混 合 機 (台)	4	—	2	2	
粉 碎 機 (台)	6	1	—	1	
可搬式動力ポンプ (台)	4	—	3	3	
ベルトコンベヤー (台)	1	—	2	2	
充 電 機 (台)	1	—	—	—	
バッテリーボックス (個)	41	6	4	10	
ホ ー ス (本)	13	—	10	10	
吹 き 流 し (本)	2	—	2	2	
化 学 消 火 剤 [エフアール] (缶)	2,114	336	—	336	
化 学 消 火 剤 [MAP] (袋)	448	75	45	120	
消 火 液 増 粘 剤 [CMC] (袋)	164	25	18	43	
着 色 剤 (箱)	—	—	1	1	

※エフアールT 1缶=20 kg

MAP 1袋=30kg

CMC 1袋=20kg

## 2 林野火災消火用資機材(器)材

(平成 27 年 12 月 31 日現在)

	普代村	久慈広域連 合消防本部	久慈地方 振興局	三陸北部 森林管理署 久慈支署	合 計
可搬式散水装置 (台)	30	372	301(251)	32	725
軽可搬消防ポンプ (台)	—	2	2( 2)	2	6
山林防災スプレーヤー (台)	—	2	2( 2)	1	5
移動用水槽 (台)	1	—	6( 6)	2	11
布製バケツ (個)	10	—	88( 86)	30	128
チェーンソー (台)	—	—	—( —)	—	—
刈 払 機 (台)	—	—	—( —)	—	—
スコップ (丁)	9	—	92( 90)	25	127
唐 鋏 (丁)	9	—	66( 66)	65	141
小型動力ポンプ (台)	—	—	—( —)	—	—

※ ( ) 内は岩手県森林整備課所管分のうち消防本部等で保管しているものである。

## 2-13-1 ダムの現況

1	ダム名	普代ダム
2	水系名	大沢川
3	河川名	大沢川
4	位置	普代村 5-28-4
5	ダム緒元	(1) 堤高 37.3m (2) 堤頂長 97m (3) 堤体積 42,000 m <sup>3</sup> (4) 型式 重力式コンクリート
6	貯水池	(1) 集水面積 6.6 m <sup>2</sup> (2) 湛水面積 13ha
7	貯水容量	(1) 総量 1,130,000 m <sup>3</sup> (2) 有効量 930,000 m <sup>3</sup>
8	目的	(1) 治水 (2) 灌漑

## 2-13-2 砂防指定地及び砂防施設一覧

(平成 24 年 4 月 1 日)

番号	溪流名	位置	砂防施設の種類	指定年月日
143	深渡川	普代・柏木平地区	堰堤	昭和 36 年 12 月 8 日
217	太田名部沢	普代・太田名部地区	堰堤	昭和 42 年 3 月 31 日
521	沢川	普代・沢向地区	堰堤	昭和 62 年 2 月 12 日

## 2-13-3 雨量、水位観測施設一覧

## 1 雨量観測箇所(気象観測施設)

設置機関	観測所名	設置場所	所在地	標高 (m)	過去最大日雨量		種別
					日雨量	起因	
気象庁	普代	普代村簡易水道水源地	普代村第13地割 字普代65-3	8	290	H18.12.27	地域雨量観測所
久慈広域連合 消防本部	久慈消防署	久慈消防署	久慈市長内町 29-21-1	4	220	H.21.10.8	雨量観測所

## 2 水位観測箇所(水位観測施設)

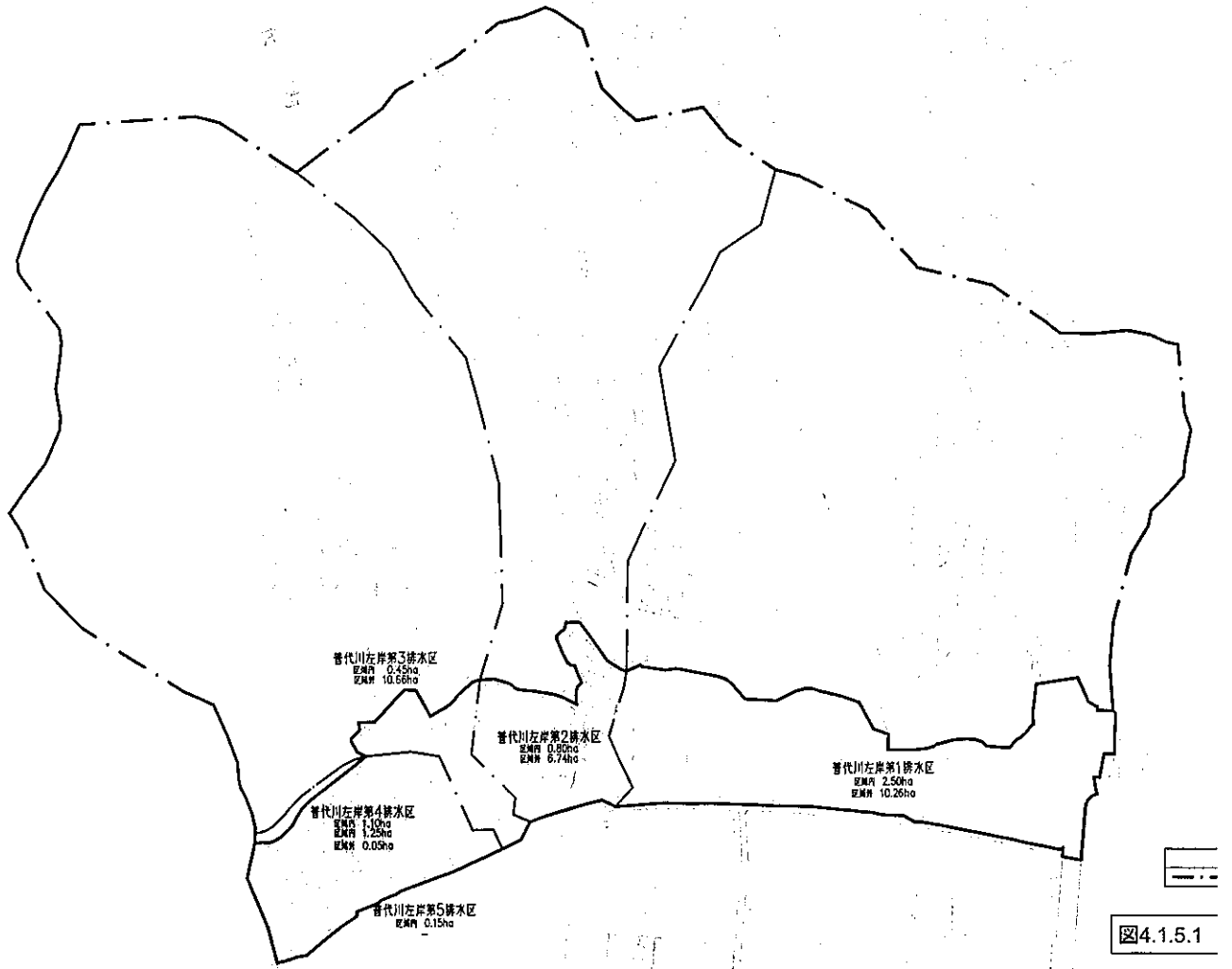
設置機関	河川名	観測所名	設置場所	水防団 待機 水位 (m)	はん 濫 注意 水位 (m)	避難 判断 水位 (m)	堤防 上端高 (m)	量水標点 (TF高 (m)	過去最大	
									水位	起因
岩手県 久慈地方振興局	普代川	普代川	普代	1.2	1.8	-	3.0			



## 2-13-4 湛水防除事業の実施計画

### 1 普代村第13地割字普代地内(国道45号沿い、普代川河川流域)

計画区域図



## 2-13-5 河川水門一覧

設置機関	水門	水系名	河川名	水門の設置場所	種類	管理担当 消防団	備 考
岩手県	1	普代川	普代川	普代町裏	フラップ		
岩手県	2	普代川	普代川	普代町裏	フラップ		
岩手県	3	普代川	普代川	新普代橋	フラップ		
岩手県	4	普代川	普代川	上普代	フラップ		
岩手県	5	普代川	普代川	上普代2	フラップ		
岩手県	6	普代川	茂市川	普代	フラップ		

## 2-13-6 河川水門管理要綱

### (要 旨)

**第1** この要綱は、別に定めのあるもののほか、知事が管理する河川に設置されている水門、樋門及び樋管（以下「河川水門」という。）を合理的に管理するために必要な事項を定めるものとする。

### (管理の原則)

**第2** 河川水門は、洪水、高潮、津波等（以下「洪水等」という。）による災害から国土、公共物及び国民の生命、財産等を守るため、洪水等の発生の場合に有効かつ適切に操作されるように維持管理されなければならない。

### (河川水門の管理の委託)

**第3** 知事は、洪水等による危険が切迫した場合における河川水門の捜査の緊急性等にかんがみ、河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第99条の規定に基づき、河川管理施設である河川水門の維持または操作その他これに類する河川の管理に属する事務を河川水門所在の市町村に委託するものとする。

### (知事の管理事項)

**第4** 知事は、おおむね次の各号に掲げる事項に関し河川水門の管理を行う。

- (1) 特に必要があると認める場合における河川水門の巡視及び点検をすること。
- (2) 河川管理施設である河川水門の改修工事及び修繕工事を施工すること。
- (3) 次に掲げる場合において、洪水等による災害が発生するおそれ大きいと認められるときは、関係市町村及び法第26条の規定により許可を受けて河川水門を設置した者（以下「許可河川水門設置者」という。）に対し、警戒勤務体制をとるよう通知すること。
  - ア 気象予報または気象警報が発令された場合
  - イ 著しい降雨または融雪により河川の水位が上昇するおそれがあると認められる場合
  - ウ 河川の水位または潮位に著しい変動がある場合
- (4) 許可河川水門設置者に対し、河川水門の管理体制について指導し、及び助言すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、河川水門の管理に関し特に必要があると認める事項について適切な措置をとること。

### (市町村の管理事項)

**第5** 河川水門の管理の委託を受けた市町村は、次の各号に掲げるところによる、河川水門の維持または操作その他これに類する河川の管理に属する事務を執行するものとする。

- (1) 平常時における河川水門の維持または操作は、次に掲げるところにより行うものとする。
  - ア 河川水門を支障なく閉鎖できるよう随時巡視点検し、常に良好な状態に維持すること。
  - イ 毎年度3回（原則として、6月、8月及び翌年3月とする。ただし、河川水門のうち、既往最高潮位の及ぶ土地の区域内に存する河川水門（以下「潮位関連河川水門」という。）にあっては、原則として、7月、11月及び翌年3月とする。）以上、河川水門の開閉部分の試運転（注油を含む。以下同じ。）をすること。
- (2) 前号アの規定により河川水門を巡視したときは、河川水門巡視記録（様式第1号）を作成し、備えておくものとする。
- (3) 次に掲げる場合において、洪水等が発生するおそれがあると認められるときは、警戒勤務体制に入るものとする。
  - ア 次に掲げる気象予報又は気象警報が発令された場合

- (7) 浸水注意報、洪水注意報、津波注意報（潮位関連河川水門の場合に限る。）
  - (i) 気象警報、浸水警報、洪水警報、高潮警報、津波警報、波浪警報（潮位関連河川水門の場合に限る。）
  - イ 次に掲げる水防活動の利用に適合する予報又は警報が発令された場合
    - (7) 水防活動用気象注意報、水防活動用高潮注意報、水防活動用洪水注意報
    - (i) 水防活動用気象警報、水防活動用高潮警報、水防活動用洪水警報
  - ウ 洪水予報又は水防警報が発令された場合
  - エ 河川の水位が警報水位に達した場合
  - オ 海水に著しい変動があった場合（潮位関連河川水門の場合に限る。）
  - カ 人体に感じる程度の地震が発生した場合（潮位関連河川水門の場合に限る。）
  - キ 特に知事が指示した場合
- (4) 警戒勤務体制における河川水門の操作は、次に掲げるところにより行うものとする。
- ア 河川水門付近に河川水門を操作する者を待機させること。
  - イ 河川水門を点検して、いつでも操作できるようにしておくこと。
  - ウ 夜間に備えて、照明器具を準備しておくこと。
  - エ 洪水等の発生状況を判断し、適切かつ敏速に河川水門を操作すること。ただし、操作及び避難の時間を確保できないおそれがある時は避難を優先すること。
- (5) 第2号の規定により警戒勤務体制に入った後で、洪水等の発生するおそれがないと認められるときは、警戒勤務体制を解除し、河川水門を開放しておくこと。
- (6) 次に掲げるところにより所要の報告をすること。
- ア 毎年度4月15日までに河川水門管理体制報告書（様式第2号）を所管地方振興局長に提出するものとし、年度途中において河川水門管理体制に変動が生じたときもその都度提出するものとする。
  - イ 次に掲げる事項を行ったときは、その都度所管地方振興局長に報告すること。
    - (7) 河川水門の試運転をしたとき
    - (i) 河川水門の異常を発見したとき
    - (ii) 警戒勤務体制に入ったとき
    - (iii) 河川水門を操作（試運転のための操作を除く。）したとき
    - (iv) 警戒勤務体制を解除したとき
  - (7) 前号イ(7)の規定による報告は、河川水門の試運転後7日以内に河川水門開閉操作報告書（様式第3号）により行うものとする。

(情報連絡)

**第6** 知事は、河川水門の管理に関し必要な気象、降雨量、水位、指示等に関する情報連絡を市町村及び許可河川水門設置者との間において相互に密にし、洪水等の発生の際における河川水門の操作に遺憾のないようにするものとする。

(国土交通大臣等に対する協力要請)

**第7** 知事は、国土交通大臣、市長村長及び許可河川水門設置者に対し、国土交通大臣及び市長村長の管理する河川に設置されている河川水門及び第26条の規定により許可を受けて設置された河川水門についても、その管理については、この要綱の趣旨に添って国土交通大臣、市長村長及び許可河川水門設置者を通ずる一体的運営が期せられるよう協力を求めるものとする。

様式第1号

河 川 水 門 巡 視 記 録			
検 印			
年 月 日	巡視者職氏名		
天 候	気 温		
巡 視 状 況	概 要		
	水門、樋門及び樋管	河川名及び設置場所	状 況 及 び 措 置

様式第2号

第 号  
年 月 日

振興局長 様

市長村長 氏 名 印

年度河川水門管理体制(変更)報告書

このことについて、河川水門管理要綱第5第6号アの規定により報告します。

水門、樋門 及び樋管名	河川名及び 設置場所	型 式	開 閉 方 法	門 数	管 理 操 作 責任者住所 氏 名	管 理 操 作 担当者住所 氏 名	試運転予定 年月日その 他管理方法

注 年度途中における報告にあつては、管理体制の変更に係る部分について報告すること。

様式第3号

第 号  
年 月 日

振興局長 様

市長村長 氏 名 ㊟

河川水門開閉操作報告書

このことについて、河川水門管理要綱第5第6号イ(7)の規定により報告します。

水門、樋門 及び樋管名	河川名及び 設置場所	型式	開閉 方法	門数	試 運 転 の 年 月 日	試運転の結果及び施設の 異常の有無並びに措置

注 試運転の結果及び施設の異常の有無並びに措置については、具体的に記入すること。

## 2-15-1 海岸保全区域要指定延長

(平成30年3月1日)

所管別	海岸線 延長 (m)	要保全海岸 延長 (m)	海岸保全区域 延長 (m)	要指定 延長 (m)	備考
国土交通省 河川局			1,261		太田名部 (普代浜)
水産庁			140		堀内
計			1,401		

※延長に重複区間を含む。



## 2-15-2 海岸防潮堤一覧

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

所管別	地区名	堤防延長 (m)	堤高 (TP) (m)	門扉		摘要 (設置機関)
				水門	扉門	
国土交通省 水管理・国土 交保全局	宇留部地区	1, 122	15.50	1	3	県
	太田名部地区	155	15.50	1	3	県
国土交通省 港湾局						
水産庁						
農林水産省 農村振興局						

## 2-15-3 海岸水門一覧

設置 機関	水門名	設置場所	開閉方式	管理担当 消防団
岩手県	普代水門	宇留部地区	シールドゲート	第1分団1部
岩手県	普代陸閘(右岸)	宇留部地区	引戸式	第1分団1部
岩手県	普代陸閘(左岸)	宇留部地区	引戸式	第1分団1部
岩手県	宇留部水門	宇留部地区	マイター両開き	第1分団1部
岩手県	太田名陸閘	明神地区	マイター両開き	第3分団
岩手県	太田名部水門	明神地区	フラップ2連	第3分団

## 2-15-4 海岸水門管理要綱

### (要 旨)

**第1** この要綱は、別に定めのあるもののほか、海岸管理者が管理する海岸保全区域に設定されている水門及び樋門(以下「水門等」という。)を合理的に管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

### (管理の原則)

**第2** 水門等は、津波、高潮、その他海水の変動等(以下「津波等」という。)による災害から国土、公共物及び県民の生命、財産等を守るため、津波等の発生の場合、有効かつ迅速に操作されるように維持管理されなければならない。

### (水門等の管理の委託)

**第3** 海岸管理者は、津波等による危険が切迫した場合における、水門等の操作の緊急性等にかんがみ、海岸保全施設である水門等の維持又は操作その他これに類する海岸の管理に関する事務を水門等所在の市町村に委託するものとする。

### (海岸管理者の管理事項)

**第4** 海岸管理者は、おおむね次に掲げる事項に関し水門等の管理を行う。

- (1) 特に必要があると認める場合における水門等の巡視及び点検をすること。
- (2) 海岸保全施設である水門等の改修工事及び修繕工事を施工すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、水門等の管理に関し特に必要があると認める事項について適切な措置をとること。

### (市町村の管理事項)

**第5** 水門等の管理の委託を受けた市町村は、次に掲げるところにより、水門等の維持又は操作その他これに類する海岸の管理に属する事務を執行するものとする。

- (1) 平常時における水門等の維持又は操作は、次に掲げるところにより行うものとする。
  - ア 水門等を支障なく閉鎖できるよう随時巡視点検すること。
  - イ 水門等の自動開閉装置の導水部分、水門等の開閉部分並びにこれらに関連する路面及び河床面を水門等の開閉に支障のないように整備しておくこと。
- (2) 前号アの規定により水門等を巡視したときは、海岸水門等巡視記録(様式第1号)を作成し備えておくものとする。
- (3) 水門等は、毎年3回(原則として、7月、11月及び3月とすること。)以上開閉操作の試運転(水門等の主要部分への注油等を含む。)を行うものとする。

### (警戒勤務)

**第6** 委託を受けた市町村は、次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ、災害が発生するおそれがあると判断したときは、警戒勤務につき、水門等を閉鎖するものとする。

- (1) 津波注意報又は津波警報が発令されたとき。

- (2) 高潮警報又は波浪警報が発令されたとき。
  - (3) 海水に著しい変動があったとき。
  - (4) 人体に感じる程度の地震が発生したとき。
  - (5) 海岸管理者から指示されたとき。
- 2 警戒勤務態勢時における水門等の操作は次に掲げるところにより行うものとする。
- (1) 水門等を点検して、いつでも操作できるようにしておくこと。
  - (2) 夜間に備えて、照明器具を準備しておくこと。
  - (3) 津波の発生状況を判断し、適切かつ迅速に水門等を操作すること。ただし、操作及び避難の時間を確保できないおそれがある時は、避難を優先すること。

(警戒勤務の解除)

**第7** 委託を受けた市町村は、前条の警戒勤務についた後において、災害が起こるおそれがないと判断したときは、警戒勤務を解除し、水門等を開くものとする。

(報 告)

- 第8** 委託を受けた市町村は、毎年度4月15日までに当該年度の海岸水門等管理体制報告書(様式第2号)を所管する広域振興局長に提出しなければならない。
- 2 前号の報告書は、年度途中において水門等の管理体制に変動が生じたときも、その都度提出しなければならない。
  - 3 委託を受けた市町村は、第5第3号に規定する試運転を行ったときは、水門等開閉操作報告書(様式第3号)を当該試験運転の日後10日以内に所管する広域振興局長等に提出しなければならない。

様式第1号

# 海岸水門等巡視記録

年	月	日	巡視者 氏名 :
---	---	---	----------

巡視状況	水門又は樋門名	設置場所	状況

※ 対応状況欄には、以下の基準に合致する項目に○印を付すること。  
1 : 障害物等の除去を行うなど、施設閉鎖ができるように対応した。  
2 : 障害の状況を施設管理者へ連絡した。  
    (連絡日時、相手の氏名： 月 日 時 分 氏名 )  
3 : その他 (以下の状況を記載のこと)

様式第2号

第 号  
年 月 日

広域振興局長 様

市 町 村 長 氏 名 印

年度海岸水門等管理体制(変更)報告書

このことについて、海岸水門管理要綱第8第1項(第2項)の規定により報告します。

水門又は樋門名	設置場所	型式	開閉方法	門数	管理操作責任者住所氏名	管理操作担当者住所氏名	試運転予定年月日その他管理方法

様式第3号

第 号  
年 月 日

広域振興局長 様

市 町 村 長 氏 名 印

海岸水門等開閉操作報告書

このことについて、海岸水門管理要綱第8第3号の規定により報告します。

水門又は樋門名	設置場所	型式	開閉方法	門数	試運転及び注油等の月日	試運転の結果及び水門等の異状の有無	措置の状況

注 試運転の結果及び水門等の異常の有無の欄には、具体的に記入すること。

## 2-16-1 土砂災害発生危険箇所一覧

(平成 24 年 4 月 1 日)

所 管 別	区 分		箇所数 (箇所)	保全対象人家 (戸)
国 土 交 通 省	地すべり危険箇所		—	—
	急傾斜地崩壊危険 箇所	自然斜面	3 0	177
		人口斜面	15	42
		計	45	219
	土石流危険箇所		38	251
林 野 庁	国 有 林	地すべり危険箇所		—
		山地災害危険地区	山腹崩壊	—
			流出崩壊	—
			計	—
	民 有 林	地すべり危険箇所		—
		山地災害危険地区	山腹崩壊	11
			流出崩壊	43
			計	54
	農 林 水 産 省	地すべり危険箇所		—

## 2-16-2 土石流危険渓流一覧

(平成 24 年 4 月 1 日)

土石流の発生の可能性があり、1戸以上の人家(人家がなくても官公署、学校、病院及び社会福祉施設等の災害弱者関連施設、駅、旅館、発電所等の公共施設等のある場合を含む)に被害を生じるおそれがある溪流。

## 分類別箇所数(保全対象人家戸数)一覧

	危険箇所Ⅰ	危険箇所Ⅱ	準ずる溪流	合計
箇所数	24	7	7	38
保全対象人家戸数	235	18	—	253

## 分類について

危険溪流Ⅰ：保全人家5戸以上、または5戸未満であっても官公署、学校、病院、駅、発電所等のある場所に流入する溪流

危険溪流Ⅱ：保全人家1から5戸未満の溪流

準ずる溪流：保全人家0戸であるが、今後保全対象の可能性が考えられる区域に流入する溪流

## ※一覧表中の備考について

備考1：保全防止施設の有無

備考2：砂防施設(治山関係施設)の有無

## 危険溪流Ⅰ

	溪流番号	水系名	河川名	溪流名	字	人家戸数
1	A042007	—	—	堀内の沢	堀内	21
2	A042008	—	—	沢向の沢	沢向	8
3	A043001	普代川	普代川	普代の沢	普代	13
4	A043002	普代川	普代川	普代の沢(2)	普代	9
5	A043003	普代川	普代川	普代の沢(3)	普代	6
6	A043004	普代川	普代川	普代の沢(4)	普代	6
7	A043005	普代川	普代川	普代の沢(5)	普代	16
8	A043006	普代川	普代川	普代の沢(6)	普代	16
9	A043007	普代川	普代川	普代の沢(7)	普代	0
10	A043008	普代川	普代川	普代の沢(8)	普代	0
11	A043009	普代川	茂市川	普代の沢(9)	普代	1
12	A043010	普代川	茂市川	普代の沢(10)	普代	1
13	A043011	普代川	茂市川	普代の沢(11)	普代	7
14	A043012	普代川	茂市川	普代の沢(12)	普代	13
15	A043013	普代川	茂市川	普代の沢(13)	普代	9



16	A043014	普代川	茂市川	普代の沢(14)	普代	
17	A043015	—	—	力持の沢	力持	11
18	A043016	—	—	力持の沢(2)	力持	11
19	A043017	—	—	太田名部の沢	太田名部	39
20	A052014	普代川	普代川	萩牛の沢(3)	萩牛	10
21	A052016	普代川	普代川	茂市の沢(2)	茂市	6
22	A052101	普代川	普代川	落合の沢	落合	0
23	A053012	普代川	普代川	普代の沢(15)	普代	9
24	A053012	普代川	普代川	普代の沢(16)	普代	14

## 危険渓流Ⅱ

	渓流番号	水系名	河川名	渓流名	字	人家戸数
1	B042107	普代川	茂市川	北の股の沢	北の股	2
2	B042108	普代川	茂市川	鳥居の沢	鳥居	2
3	B043101	普代川	普代川	普代の沢(18)	普代	2
4	B043102	普代川	普代川	普代の沢(17)	普代	4
5	B043103	—	—	太田名部の沢(2)	太田名部	2
6	B052101	普代川	茂市川	茂市の沢(4)	茂市	4
7	B053101	普代川	普代川	上普代の沢	上普代	2

## 準ずる渓流

	渓流番号	水系名	河川名	渓流名	字	人家戸数
1	J052001	普代川	普代川	落合の沢(2)	落合	—
2	J052002	普代川	普代川	落合の沢(3)	落合	—
3	J052003	普代川	普代川	落合の沢(4)	落合	—
4	J052004	普代川	茂市川	茂市の沢	茂市	—
5	J052005	普代川	茂市川	茂市の沢(3)	茂市	—
6	J053101	—	—	黒崎の沢	黒崎	—
7	J053102	普代川	普代川	普代の沢(19)	普代	—

## 2-16-3 山地災害危険箇所一覧

(平成 24 年 4 月 1 日)

## 山腹崩壊危険地区一覧表

危険地区 番 号	位 置	危険度	面積 (h a)	保全対象 人家 (戸)	治山事業の 進歩状況
49-1	普代村 21 地割堀内	C	1		無
49-2	普代村 14 地割宇留部	A	2		概成
49-3	普代村 7 地割明神	C	3		概成
49-4	普代村 14 地割宇留部	B	1	13	概成
49-5	普代村 7 地割明神	B	1	10	概成
49-6	普代村 7 地割明神	B	2	12	概成
49-7	普代村 8 地割太田名部	A	3	20	概成
49-8	普代村 8 地割太田名部	B	3	15	概成
49-9	普代村 19 地割白井	B	1	2	概成
49-10	普代村 6 地割中山	A	2	5	概成
49-11	普代村 22 地割沢向	B	1	10	無

## 崩壊土砂危険地区一覧表

危険地区 番 号	位 置	危険度	面積 (h a)	保全対象 人家 (戸)	治山事業の 進歩状況
49-1	普代村 21 地割堀内	B	0.54	6	概成
49-2	普代村 21 地割堀内	B	0.18	35	無
49-3	普代村 21 地割堀内	A	5.04	12	概成
49-4	普代村 21 地割堀内	B	7.95	12	概成
49-5	普代村 21 地割堀内	B	8.64	12	概成
49-6	普代村 22 地割沢向	C	1.80	3	概成
49-7	普代村 23 地割小谷地	C	0.45	4	無
49-8	普代村白井	C	0.36	12	概成
49-9	普代村長途	C	0.3		無
49-10	普代村力持	B	0.9	12	概成
49-11	普代村力持	C	0.3		概成
49-12	普代村力持	C	0.3		無
49-13	普代村不行道	B	0.6	12	無
49-14	普代村茂市	B	0.3	10	無

49-15	普代村茂市	B	0.54	10	無
49-16	普代村茂市	B	0.72	10	無
49-17	普代村茂市	B	0.84	10	無
49-18	普代村茂市	B	0.3	12	無
49-19	普代村茂市	B	1.08	15	無
49-20	普代村茂市	A	1.53	15	無
49-21	普代村川底	A	0.18	12	無
49-22	普代村普代	B	0.63	12	概成
49-23	普代村普代	A	0.24		無
49-24	普代村普代	A	0.06	12	無
49-25	普代村普代	A	0.12	11	無
49-26	普代村普代	A	0.12	15	概成
49-27	普代村普代	B	0.24	15	無
49-28	普代村普代	B	0.3	5	概成
49-29	普代村普代	C	0.54	1	概成
49-30	普代村普代	B	.054	7	概成
49-31	普代村普代	B	0.36	7	無
49-32	普代村普代	B	0.36	7	無
49-33	普代村普代	B	1.53	12	概成
49-34	普代村普代	B	7.05	20	無
49-35	普代村太田名部	B	6.15	20	概成
49-36	普代村太田名部	C	0.36		無
49-37	普代村黒崎	C	1.26		概成
49-38	普代村太田名部	C	0.24		概成
49-39	普代村ネダリ浜	B	0.12		概成
49-40	普代村芦渡	B	0.72	86	概成
49-41	普代村茂市	B	0.3	10	概成
49-42	普代村萩牛	A	0.42	3	概成
49-43	普代村茂市	B	1.8	7	無

## 2-16-4 急傾斜地崩壊危険箇所一覧

(平成 24 年 4 月 1 日現在)

**急傾斜地崩壊危険箇所**… 斜面勾配が 30 度以上、高さが 5 m 以上の土地 (急傾斜地) で、斜面上部または下部に人家が 5 戸以上ある箇所 (5 戸未満でも官公署、学校、病院、駅、旅館等のある場合を含む)。

**法に基づく区域指定**… 崩壊により相当数の居住者等に危害が生ずるおそれのある急傾斜地及び、これに隣接する土地のうち急傾斜地の崩壊を助長誘発するおそれのある土地で、都道府県知事が指定した区域。

### 分類区分別箇所数 (保全対象人家戸数) 一覧

	分類 I		分類 II		分類 III		合計
	区分 A		区分 B		区分 C		
自然斜面 (戸)	区分 A	13 (142)	区分 B	17 (35)	区分 C	0 ( )	30 (177)
人口斜面 (戸)	区分 D	4 (24)	区分 E	11 (18)	区分 F	0 ( )	15 (42)
合計 (戸)		17 (166)		28 (53)		0 ( )	45 (219)

### 分類について

- I ……急傾斜地 (人口斜面を含むすべての急傾斜地) の被害想定区域内に人家が 5 戸以上 (※) ある場合  
※ = 5 戸未満であっても官公署、学校、病院、駅、旅館等のほか社会福祉施設等の災害弱者関連施設のある場合を含む
- II ……急傾斜地の被害想定区域内に人家が 1 ~ 4 戸の場合
- III ……急傾斜地の被害想定区域内に人家が無い場合でも都市計画区域内で、延長が 100m を超える斜面 (急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面として抽出)

### 区分について

- A ……自然斜面の分類 I
- B ……自然斜面の分類 II
- C ……自然斜面の分類 III
- D ……人口斜面の分類 I
- E ……人口斜面の分類 II
- F ……人口斜面の分類 III

箇所番号	箇所名	大字	小字	分類	区分	保全対象人家戸数	法に基づく区域指定
043A0645	普代(1)	普代	普代	I	A	13	
043A0646	普代(2)	普代	普代	I	A	11	
043A0647	宇留部	普代	宇留部	I	A	2	平成9年9月9日
043A0648	太田名部(1)	太田名部	明神	I	A	29	
043A0649	太田名部(2)	太田名部		I	A	13	
043A0650	太田名部(3)	太田名部	明神	I	A	18	
043A0652	大沢(1)	太田名部	中山	I	A	5	
043A0653	大沢(2)	太田名部		I	A	7	
043A1001	普代	普代		I	A	8	
043A1002	普代一	普代	普代一	I	A	14	
043A1003	普代一7	普代	宇留部	I	A	2	
053A1001	上普代	普代	上普代	I	A	15	
053A1002	普代一9	太田名部	太田名部	I	A	5	
042D1001	沢向一1	沢向	沢向	I	D	1	
043D0651	太田名部(4)	太田名部		I	D	6	
043D1001	普代二	普代	普代二	I	D	9	
053D1001	上普代一3	普代	上普代	I	D	8	
			Iデータの個数	17		166	
042B1005	沢向	沢向	沢向	II	B	2	
042B1006	不行道	鳥居	不行道	II	B	1	
042B1007	白井	白井	白井	II	B	1	
043B1001	力持	力持	力持	II	B	1	
043B1002	普代一1	普代		II	B	3	
043B1003	太田名部	太田名部		II	B	3	
043B1004	太田名部一1	太田名部		II	B	4	
043B1005	太田名部一2	太田名部		II	B	2	
043B1006	太田名部一3	太田名部		II	B	3	
052B2001	芦渡	芦渡		II	B	1	
052B2002	萩牛	萩牛		II	B	1	
053B1001	普代一2	普代	普代	II	B	1	
053B1002	普代一3	普代	普代	II	B	1	
053B1003	普代一4	普代	普代	II	B	4	
053B1004	上普代一1	普代	上普代	II	B	1	
053B1005	上普代一2	普代	上普代	II	B	2	
053B1006	普代一8	普代	普代	II	B	4	
042E1003	堀内	堀内	堀内	II	E	1	
042E1004	長途	白井	長途	II	E	3	
042E1005	長途一1	白井	長途	II	E	1	

042E1006	堀内机	堀内	堀内机	Ⅱ	E	1	
042E1007	堀内-1	堀内	堀内	Ⅱ	E	2	
043E1001	力持-1	力持	力持	Ⅱ	E	3	
043E1002	普代-5	普代	堤	Ⅱ	E	2	
043E1003	普代-6	普代	堤	Ⅱ	E	1	
052E2001	茂市	茂市		Ⅱ	E	1	
052E2002	萩牛-1	萩牛		Ⅱ	E	2	
053E1001	普代-10	太田名部	太田名部	Ⅱ	E	1	
			Ⅱデータの個数	28		53	
			総合計	45		219	

## 2-17-1 消防組織法第39条に基づく消防相互応援協定の締結状況

応援協定名	応援協定締結団体名	締結年月日
宮古、下閉伊地区 消防相互応援協定	宮古市 (旧宮古市、旧田老町、旧新里村、旧川井村) 山田町 岩泉町 田野畑村 普代村	昭和41年9月19日
久慈地区広域行政事務組合 消防相互応援協定	久慈市 (旧久慈市、旧山形村) 洋野町 (旧種市町、旧大野村) 野田村 普代村	昭和62年4月1日
久慈地区広域行政事務組合 消防相互応援協定変更消防 相互応援協定	久慈市 洋野町 野田村 普代村	平成18年12月15日

## 2-17-2 消防力一覧

(平成30年3月1日現在)

区 分	普代分署	普 代 村 消 防 団						合計	
		本部	第1分団	第2分団	第3分団	第4分団	第5分団		第6分団
消 防 職 員	15							15人	
消 防 団 員		9	47	20	18	16	17	145人	
水 槽 付 ポ ン プ 車	1		1					1 (1)	
普 通 ポ ン プ 車			1	1	1			3	
小型ポンプ 積 載 車			1		1	1	1	2	6
小型ポンプ		2							3
資 機 材 搬 送 車		1							1
高 規 格 救 急 車	1								(1)
指 令 車		1							1
防災活動車		1							1

注 合計 ( ) は常備消防貸与分



## 2-20-1 岩手県沿岸排出油等防除協議会の状況

### 1 岩手県沿岸排出油等防除協議会会則

(目的)

**第1条** この協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）（以下「海防法」という。）第43条の6第1項の協議会として、岩手県沿岸海域において大量の油又は有害液体物質（以下「排出油等」という。）が排出され、沿岸に漂着又はそのおそれがある場合の防除活動について必要な事項を協議し、その実施を推進することを目的とする。

(協議会の名称)

**第2条** この会の名称を「岩手県沿岸排出油等防除協議会」（以下「協議会」という。）と称する。  
(協議会の業務)

**第3条** 協議会は、次の業務を行う。

- (1) 排出油等の防除に関する自主基準（防除活動マニュアル等）の作成
- (2) 排出油等の防除活動に必要な防除資機材等の整備の推進
- (3) 排出油等の防除に関する講習及び訓練の実施
- (4) 排出油等の防除活動の連携の推進
- (5) その他排出油等の防除に関する重要事項の協議

(組織)

**第4条** 協議会は、会長及び会員をもって組織する。

- 2 会長は、釜石海上保安部長をもって充て、会務を総理する。
- 3 会員は、岩手県沿岸海域等において、別表に掲げる排出油等の防除活動に関係する行政機関、地方公共団体、関係団体及び民間事業所等とする。
- 4 協議会の組織を次の5地区に区分する。
  - (1) 久慈地区（洋野町、久慈市、野田村）
  - (2) 宮古地区（普代村、田野畑村、岩泉町、宮古市）
  - (3) 山田地区（山田町）
  - (4) 釜石地区（釜石市、大槌町）
  - (5) 大船渡陸前高田地区（大船渡市、陸前高田市）
- 5 各地区に地区部会を設け、各地区における大量の油又は排出油等が排出され、沿岸に漂着又はそのおそれがある場合の防除活動について必要な事項を協議し、その実施を推進することとする。
- 6 各地区部会の名称、部会長及び庶務担当は次のとおりとする。

地区部会名称	地区部会長	庶務担当
久慈地区部会	八戸海上保安部長	八戸海上保安部警備救難課
宮古地区部会	宮古海上保安署長	宮古海上保安署
山田地区部会	釜石海上保安部長	釜石海上保安部警備救難課
釜石地区部会	釜石海上保安部長	釜石海上保安部警備救難課
大船渡陸前高田地区部会	釜石海上保安部長	釜石海上保安部警備救難課

- 7 協議会に、排出油等防除に関する技術的事項の調査研究及び事故発生時における技術的事項に関する助言を行うため、技術専門委員会を置くことができる。技術専門委員会の委員は、会員の推薦する者のうちから第5条の会議の同意を得て会長又は地区部会長が指名する。

(会議)

**第5条** 会議は定例会議及び臨時会議とし、会長又は地区部会長が召集するものとする。

- 2 定例会議は、年1回程度開催する。
- 3 臨時会議は、必要に応じ開催する。

(情報の交換)

**第 6 条** 会員は、排出油等防除に必要な次の資料（4 月 1 日現在のもの）を毎年 1 回、会長に提出するものとする。

なお、変更を生じた場合は随時報告するものとする。

- (1) 資機材の整備、保有状況
- (2) 情報連絡体制（連絡担当者、昼夜間の電話番号等）
- (3) その他、必要な事項

(訓練等)

**第 7 条** 会員は、排出油等事故発生時における防除活動の技術、知識向上のため、各地区の排出油等防除訓練のほか、随時開催する講習会に積極的に参加するものとする。

(情報提供)

**第 8 条** 会長又は地区部会長は、大量の油若しくは有害液体物質が排出され、又は排出のおそれがある場合は、会員に対し、すみやかに事故に関する情報を通知するものとする。

(総合調整本部の設置)

**第 9 条** 会長又は地区部会長は、大量の油若しくは有害液体物質が排出され、又は排出のおそれがある場合には、総合調整本部を設置し、情報の共有や既実施された防除措置の状況の周知等に努めるとともに、会員が、それぞれの立場に応じて相互に連携し、所要の協力を図りつつ、迅速かつ的確な防除活動を実施できるよう調整を行うものとする。

2 前項の総合調整本部が設置された場合、当該地区の会員は、総合調整本部に担当者を派遣するものとする。

3 会長又は地区部会長は、必要に応じて、原因者、P I 等の保険機関担当者（保険査定人を含む）、指定海上防災機関の職員、その他の防除措置を的確に実施するために必要となる知識を有する者等会員以外の関係者も総合調整本部に参加を要請するものとする。

(会員による防除活動等)

**第 10 条** 会員である船舶所有者等、石油関係企業、石油化学・電力等の企業等は、海防法第 3 9 条第 2 項各号に掲げる原因者又は同条第 4 項各号に掲げる協力者として防除活動を実施する。

2 会員である関係行政機関及び地方公共団体にあつては、固有の事務又は海防法第 41 条の 2 の規定による海上保安部長等の要請により防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。

3 会員である民間防災機関、曳船、サルベージ、港湾土木関係企業、油処理関連企業、漁業者団体等にあつては、原因者や地方公共団体等からの要請又は自衛による防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。

(経費の求償)

**第 11 条** 防除活動に要した経費の求償に関する事務は、原則として会員ごとに原因者に請求するものとし、協議会はその調整及び促進を図るものとする。

(災害の補償)

**第 12 条** 防除活動に出動した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、または廃疾となった場合における災害補償については、法令に別段の定めがあるもののほか、当該被災した職員が所属する関係機関等が当たるものとする。

(排出油等防除計画に係る意見の提出)

**第 13 条** 協議会は、海防法第 4 3 条の 6 第 2 項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合は、同法律第 4 3 条の 5 第 1 項に基づく岩手県沿岸海域に係る排出油等防除計画について、海上保安庁長官に対して意見を述べるものとする。

(協 議)

**第 14 条** この会則に疑義が生じた場合及びこの会則に定めのない事項について、協議の必要がある場合には、その都度協議し決定するものとする。

(庶 務)

**第 15 条** 協議会の庶務は、釜石海上保安部警備救難課で行う。

- 1 この会則は、平成 6 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 本会則は、一部改正の日（平成 10 年 1 月 28 日）から施行する。
- 3 本会則は、一部改正の日（平成 20 年 3 月 5 日）から施行する。
- 4 本会則は、一部改正の日（平成 26 年 3 月 31 日）から施行する。
- 5 本会則は、一部改正の日（平成 27 年 3 月 31 日）から施行する。

## 別 紙

### 岩手県沿岸流出油等災害対策協議会会員名簿

平成 21 年 4 月 1 日現在

- 1 国の関係機関
  - 釜石海上保安部
  - 八戸海上保安部
  - 宮古海上保安署
  - 東北地方整備局釜石港湾事務所
- 2 県の関係機関
  - 岩手県総務部総合防災室
  - 久慈地方振興局
  - 宮古地方振興局
  - 釜石地方振興局
  - 大船渡地方振興局
- 3 県の漁業団体
  - 岩手県漁業協同組合連合会
  - 岩手県漁船保険組合
- 4 久慈地区
  - 八戸海上保安部(久慈港流出油等災害対策協議会事務局)
  - 東北地方整備局釜石港湾事務所久慈港事務所
  - 岩手県久慈地方振興局
  - 久慈市
  - 久慈広域連合消防本部
  - 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 久慈国家石油備蓄基地事務所
  - 久慈市漁業協同組合
  - 久慈港運株式会社
  - 宮城建設株式会社
  - 東亜建設工業株式会社久慈事業所
  - 洋野町
  - 野田村
  - 種市漁業協同組合
  - 玉川浜漁業協同組合
  - 戸類家漁業協同組合
  - 種市南漁業協同組合
  - 小子内浜漁業協同組合
  - 野田村漁業協同組合
- 5 宮古地区
  - 宮古海上保安署(宮古港流出油災害対策協議会事務局)
  - 東北地方整備局釜石港湾事務所宮古港事務所
  - 岩手県宮古地方振興局

宮古市

宮古地区広域行政組合宮古消防署

宮古漁業協同組合

重茂漁業協同組合

コープケミカル株式会社宮古工場

日本通運株式会社宮古支店

カメイ株式会社宮古支店

株式会社アベキ宮古営業所

株式会社塩釜商店宮古支店

宮古海運株式会社

宮古港湾運送株式会社

宮古港水先人

東洋建設株式会社宮古事務所

株式会社本間組宮古営業所

株式会社佐賀組宮古営業所

株式会社長門建設

大阪建設株式会社

高弥建設株式会社島之越作業所

陸中建設株式会社

海洋曳船株式会社

岩泉町

普代村

田野畑村

普代村漁業協同組合

田野畑村漁業協同組合

小本浜漁業協同組合

田老町漁業協同組合

宮古湾漁業協同組合連合会

6 山田・船越地区

釜石海上保安部

宮古地方振興局

山田町

大槌町

宮古地区広域行政組合山田消防署

山田町消防団

山田漁業協同組合連合会

大沢漁業協同組合

山田湾漁業協同組合

織笠漁業協同組合

船越湾漁業協同組合

大浦漁業協同組合

大槌漁業協同組合

清水建設株式会社山田作業所

菅原建設株式会社岩手営業所

株式会社尾半商店

佐忠商店  
株式会社宮田燃料山田サービスステーション  
丸萬石油  
株式会社サカモト  
三浦石油店  
有限会社最上商店

7 釜石地区

釜石海上保安部(釜石港流出油等災害対策協議会事務局)  
東北地方整備局釜石港湾事務所  
岩手県釜石地方振興局  
岩手県漁業取締事務所  
釜石市  
釜石大槌地区行政事務組合消防本部  
釜石水先区水先人会  
新日本製鐵株式会社釜石製鐵所  
岩手県オイルターミナル株式会社  
釜石市漁業協同組合連合会  
岩手県水難救済会釜石救難所  
株式会社アベキ釜石支店  
カメイ株式会社釜石支店  
株式会社塩釜商会大船渡支店釜石営業所  
北日本石油株式会社盛岡支店釜石販売支店  
海洋曳船株式会社  
磯田商店有限会社  
東亜建設工業株式会社釜石事務所  
東洋建設株式会社岩手営業所  
五洋建設株式会社釜石総括事務所  
株式会社及川工務店  
株式会社山元  
株式会社佐賀組  
三陸興産株式会社  
佐伯国総建設工業株式会社東北支店  
株式会社小澤組  
みらい建設工業株式会社岩手営業所  
株式会社テトラ盛岡営業所  
釜石レミコン株式会社  
日本通運株式会社釜石支店  
日鐵物流釜石株式会社  
株式会社戸来組  
株式会社山長建設  
新光建設株式会社  
若築建設株式会社岩手営業所  
中央マリン産業株式会社  
釜石東部漁業協同組合  
釜石湾漁業協同組合

- 唐丹町漁業協同組合
- 8 大船渡地区
  - 釜石海上保安部
  - 東北地方整備局釜石港湾事務所大船渡港分室
  - 大船渡地方振興局
  - 大船渡市
  - 大船渡地区消防組合消防本部
  - 岩手県水難救済会大船渡救難所 (大船渡水産課)
  - 大船渡港水先人会
  - 太平洋セメント株式会社大船渡工場
  - カメイ株式会社大船渡油槽所
  - 株式会社塩釜商会大船渡支店
  - 全国漁業協同組合連合会大船渡油槽所
  - 株式会社八木又商店
  - 東北汽船港運株式会社
  - りんかい日産建設株式会社岩手営業所
  - 山和商店有限会社
  - 気仙郡漁業協同組合連合会
  - 日本通運株式会社大船渡支店
  - 東海運株式会社大船渡営業所
  - 大船渡港業株式会社
  - 大船渡漁業協同組合
  - 株式会社佐賀組
  - 株式会社菊地組
  - 株式会社明和土木
  - 株式会社佐藤組
  - 陸前高田市
  - 吉浜漁業協同組合
  - 越喜来漁業協同組合
  - 綾里漁業協同組合
  - 広田湾漁業協同組合

## (2) 岩手県沿岸流出油等防除措置要領

### 第1 目的

この要領は、岩手県沿岸海域において、衝突、座礁等による船舶海難又は陸上施設から大量の油が流出した場合において、岩手県沿岸流出油等災害対策協議会(以下「沿岸流災協という。」)における、迅速かつ的確な流出油の防除のための要領を定め、もって被害の極限化に務めることを目的とする。

### 第2 運用の基本方針

流出油等の防除措置については、流出油等は時間の経過とともに広い範囲に拡散し、かつ、ムース化するために陸岸に漂着した場合には回収作業は海上に漂流している状態の時よりも困難となることから、流出油等が海上にあるうちに迅速・的確に防除作業を行う必要があるばか

りでなく、陸岸に漂着した流出油等の回収作業も含め陸上においても、資機材の運搬、洋上で回収した流出油等の処理体制、たも、ひしゃく、バキューム車、天切りドラム缶、吸着マット等による陸岸付近での処理作業等多数の要員を必要とするものであり、このことから会員相互の緊密な連絡調整を図り、沿岸流災協と防除義務者が連携して、組織的かつ一体的な防除体制を確立し、もって流出油等の防除措置を総合的かつ効果的に実施するものとする。

### 第3 防除措置区分等

各会員が防除措置を担当する区分は、原則として次のとおりとする。ただし、会員は事案に応じ資機材の貸出し、人員の搬出等、可能な範囲で協力するものとする。

(1) 久慈地区

久慈港流出油等災害対策協議会の担当海域を含む久慈市及び九戸郡管内沿岸区域

(2) 宮古地区

宮古港流出油等災害対策協議会の担当海域を含むトドヶ崎以北の宮古市及び下閉伊郡管内沿岸区域

(3) 山田・船越地区

山田湾・船越湾等流出油等災害対策協議会の担当海域を含むトドヶ崎から御箱崎に至る沿岸区域

(4) 釜石地区

釜石港流出油等災害対策協議会の担当海域を含む御箱崎から首崎に至る沿岸区域

(5) 大船渡地区

大船渡港流出油等災害対策協議会の担当海域を含む首崎から以南の大船渡市、陸前高田市管内沿岸区域

### 第4 資機材の整備等

会員は、流出油に備え、常に保有資機材を把握しておくとともに、必要に応じて補充、増備に努めるものとする。

### 第5 防除体制

沿岸流災協の防除体制は、防除体制概念図(別図1)のとおり

### 第6 連絡体制

情報伝達及び出動要請を行う際の連絡系統は、連絡系統図(別図2)のとおり

### 第7 総合調整本部の設置と会員の招集

会長は、管内沿岸区域において大量の油が流出し、沿岸に漂着またはそのおそれがある場合は、ただちに総合調整本部を設置し、岩手県総務部(総合防災室)及び岩手県漁業協同組合連合会並びに関係地区会員に速報するとともに、防除作業方法等調整のうえ防除作業実施計画を策定するため、関係地区会員の全部もしくは一部を含む総合調整本部に招集するものとする。

また、会長が必要と認める場合は、流出油等の防除措置義務者(海防法第39条第2項または第40条に規定するものをいう。)流出事故に関する船舶にかかる船主責任保険等から派遣され

た関係者及び海上災害防止センター職員その他防除措置を的確に実施するために必要となる知識を有する者に同調整本部への参加を要請することができるものとする。

## 第 8 出動の要請と防除作業の実施

- (1) 招集を受けた会員は、適当と認める所属職員を本部員として総合調整本部に派遣し、原因者を含めて効果的な防除作業を実施するための作業方法、出動勢力及び必要な資機材等について協議調整を行い、総合調整本部は策定した防除作業実施計画に基づき、関係する会員に出動を要請するものとする。
- (2) 総合調整本部から出動要請を受けた会員は、可能な限り直ちに必要な人員、資機材等を出動要請のあった現場に派遣し、定められた作業計画に基づき防除作業を実施するものとする。

## 第 9 防除作業の指揮

- (1) 出動要請を受けた会員の防除作業の指揮は、作業計画による各班の班長が執るものとし、各班長は総合調整本部の指揮を受けるものとする。
- (2) 総合調整本部の指揮を受けることとなった地区の海上保安部署は、流出油の防除作業を行う各班に対し、作業実施上の技術的事項について必要な指導援助を行うものとする。

## 第 10 隣接協議会との調整等

- (1) 沿岸流災協会長は、隣接する流出油災害対策協議会から協力のあった場合において、必要と認めるときは会員に対し、出動または協力を要請するものとする。
- (2) 沿岸流災協会長は、管内において発生した流出油事故について、会長による防除措置の状況等から必要があると認められるときは、隣接する流出油災害対策協議会会長に対し、出動または協力を要請するものとする。
- (3) 会員が隣接する流出油災害対策協議会会員と共同で防除活動を実施する場合は、隣接する流出油災害対策協議会との調整を総合調整本部において実施するものとする。

## 第 11 有害液体物質の防除

有害液体物質の排出があったときは、その防除措置の実施にあつては、人命の安全を第一と考え、その上で、可能な限り海洋環境または社会・経済活動への影響や被害を防止しなければならない。

行われる防除措置は、排出された物質の危険性について十分に認識した上で、その性状や挙動を把握し、さらに海象・気象、現場海域及び周辺地域の状況等に応じ、もっとも有効かつ適切なものであることとする。

- ① 認識すべき物質の危険性  
可燃性、爆発性、毒性、腐食性、反応性、その他
- ② 把握すべき挙動
  - ・ 海面を浮遊し、急速に大気中に蒸発する挙動（気化物質）
  - ・ 海面を浮遊し、徐々に大気中に蒸発する挙動（浮遊性物質）
  - ・ 海中を漂流する挙動（海中漂流性物質）
  - ・ 海水に溶解する挙動（溶解性物質）
  - ・ 海底に沈降する挙動（沈降性物質）



- ③ 考慮すべき海象・気象、現場海域・周辺海域の状況
- ・ 海潮流、海水温度、海水比重
  - ・ 風向、風速、気温
  - ・ 船舶の航行状況、漁船の操業状況、その他保護すべき事物等の存在
  - ・ 住宅や業務集積地域の存在、その他保護すべき事物等の存在

## 第12 その他

- (1) 流出油等が大量に沿岸に漂着するなど沿岸流災協による防除措置の限度を超えることになった場合は、岩手県地域防災計画に委ねるものとする。
- (2) 本措置要領に定めのない事項については、その都度協議し決定するものとする。
- (3) 有害液体物質個々の物質に対する具体的な防除措置は、今後関係機関から資料等を収集し、順次作成することとする。

### (3) 岩手県沿岸流出油等災害防除基本計画

岩手県沿岸流出油等災害対策協議会(以下「沿岸流災協」という。)における大量流出油等事故の防除活動は、本計画に定めるところによるものとする。

#### 1 基本方針

- (1) 釜石海上保安部及び八戸海上保安部は、岩手県沿岸流域において大量の油が流出し、沿岸に漂着又はその恐れがあると判断したときは、海上災害の極限化を図るため、釜石海上保安部または大量流出油事故発生海域が野田湾(九戸・下閉伊郡境)以南である場合は、釜石海上保安部にて総合調整本部を設置し、事故発生海域が野田湾(九戸・下閉伊郡境)以北の久慈市及び九戸郡管内沿岸である場合は、久慈地方振興局に総合調整本部を設置し関係機関と緊密な連携を保ちつつ迅速、かつ、的確な防除活動を行うものとする。
- (2) 防除活動は、総合調整本部からの出動の要請を受けた会員の作業班と、「久慈港」「宮古港」「山田湾、船越湾等」「釜石港」「大船渡港」各流出油等災害対策協議会参加機関の保有資機材等を中心とし、岩手県、関係市町村、関係各漁業協同組合等の受益者及び原因者が一体となり行うものとする。

#### 2 業務分担

- (1) 総合調整本部
  - ① 流出油等の状況把握及び関係機関等との調整
  - ② 防除作業実施計画の策定
  - ③ 関係会員の出動要請
  - ④ 防除作業の状況及び被害発生状況の把握
- (2) 海上保安部署
  - ① 航行中の船舶及び関係機関等との把握
  - ② 防除作業実施計画の策定
  - ③ 巡視船艇・航空機による流出油の状況把握と関係機関への通報
  - ④ 遭難船舶の救助、消火活動、油の拡散防止措置
  - ⑤ 流出油防除資機材の輸送及び流出油等に対する応急措置の実施
  - ⑥ 流出油防除作業の支援活動
- (3) 東北地方整備局釜石港湾事務所

- ① 災害情報の収集及び伝達
- ② 流出油防除作業の支援活動
- (4) 岩手県(総務部、農林水産部、県土整備部)
  - ① 災害情報の収集及び伝達
  - ② 防災対策に関する市町村の指導及び関係機関との調整
- (5) 関係市町村
  - ① 流出油の状況把握
  - ② 関係機関との連絡調整
  - ③ 消防団、観光協会その他のによる沿岸漂着油の回収作業
- (6) 岩手県漁業協同組合連合会
  - ① 流出油の状況把握
  - ② 関係機関との連絡調整
  - ③ 関係する漁業協同組合等からの油処理剤使用に関する同意取付け
  - ④ 漁業被害の調査
- (7) 岩手県漁船保険組合
  - ① 漁場被害、漁船被害等の調査
  - ② 各種保険等に関する手続きの実施
- (8) 流出油等防除作業班
  - ① 油防除資機材・防除作業実施船舶・回収油等運搬船舶の確保
  - ② 海上における流出油防除作業の実施
  - ③ 回収油等の港湾等への輸送
  - ④ 回収物からの油の分離作業の実施
  - ⑤ 回収油等の保有作業の実施

### 3 被害情報の収集報告

流出油による被害が発生した場合の被害情報の収集報告については、「岩手県地域防災計画」に定める方法によるものとする。

### 4 その他

この基本計画の業務分担によりがたい不都合が生じた場合は、関係機関と調整のうえ修正するものとする。

### 参考

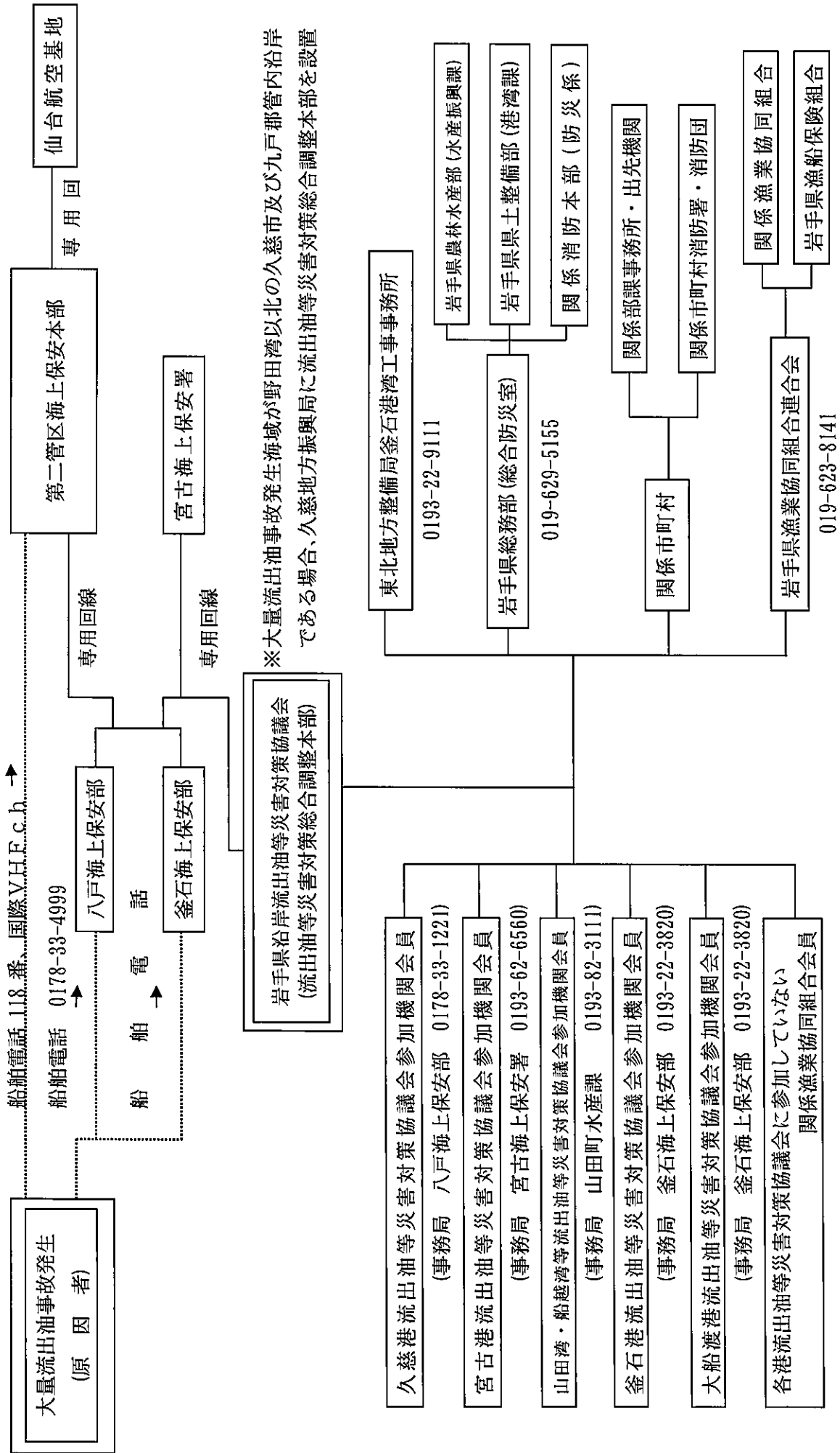
#### 主な油防除資機材等

オイルフェンス	油処理剤	むしろ	資機材運搬船
油回収ネット	ゲル化剤	天切りドラム	処理作業実施船舶
油回収器	ひしゃく	バキューム車	処理剤散布用器材
油吸着マット	たも網	資機材運搬車	回収油分離用器材



別図2

連 絡 系 統 図



## 2-20-2 流出油防除資機材の保有状況

(平成 21 年 4 月 1 日現在)

岩手県沿岸流出油災害 対策協議会宮古地区会員	オイルフェンス (m)	油処理剤 (kℓ)	油吸着材 (kg)	油ゲル化剤 (kℓ)	連絡先
宮古海上保安署	0	0.77	143	0	0193-62-6560
東北地方整備局釜石港湾 事務所宮古事務所	0	0.072	68	0	0193-62-2911
岩手県宮古地方振興局	800	1.1	270	0.2	0193-64-2221
宮古市役所	1,420		222	0	0193-62-2111
普代村役場	20	0.36	20	0	0194-35-2111
岩泉町役場	0		10	0	0194-22-2111
田野畑村役場	0	0.27	75	0	0193-34-2111
宮古地区広域行政組合 消防本部	60	0.09	13.3	0	0193-62-5533
宮古漁業協同組合	1,420	0.324	54	0	0193-62-1234
コープケミカル(株) 宮古工場	300	0.9	100	0	0193-62-3111
カメイ(株)宮古支店	200	0.54	103	0	0193-64-3511
(株)アベキ宮古営業所	200	0.396	70	0	0193-62-5515
(株)塩釜商会宮古支店	200	0.288	34	0	0193-62-5055
東洋建設(株)宮古事務所	0	0.018	34	0	0196-53-3054
(株)本間組宮古営業所	0	0.09	52.5	0	0193-62-6478
(株)佐賀組宮古営業所	100	0.108	68	0.102	0193-63-3068
古久根建設(株)三陸事務所	120	0.1	51	0	0193-87-2041
大坂建設株式会社	120	0.1	32	0	0193-62-2305
高弥建設(株)島之越作業場	160	0.08	35	0	0194-37-1155
重茂漁業協同組合	0	0.144	102	0	0193-68-2211
普代村漁業協同組合	20	0.06	20	0	0194-35-3111
田野畑村漁業協同組合	32	0.18	75	0	0194-33-2311
小本浜漁業協同組合	0	0.18	102	0	0194-28-2125
田老町漁業協同組合	100	0.144	102	0	0193-87-2273
合計	5,272	4.012	1855.8	0.302	

### 3-1-1 普代村災害警戒本部設置要領 (昭和62年10月3日 告示第17号)

[最終改正 平成19年3月29日]

#### (目的)

**第1** この要領は、気象予警報が発せられ、又は地震若しくは長雨等による地面現象災害が発生するおそれがある場合において、情報の収集及び伝達を迅速かつ円滑に行うため、普代村災害警戒本部(以下「災害警戒本部」という。)の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (設置基準)

**第2** 災害警戒本部の設置基準は、次のとおりとする。

- (1) 気象警報、(海上に対する濃霧警報及び風警報を除く。)又は津波注意報が発せられたとき。
- (2) 村の区域内に震度4以上の地震が発生し、若しくは長雨等による地面現象災害が多数発生するおそれがある場合において村長が必要と認めたとき。

#### (所掌事務)

**第3** 災害警戒本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 気象警報等の受領及び関係機関への伝達に関すること。
- (2) 気象情報及び河川の水位情報の収集並びに関係機関への伝達に関すること。
- (3) 村内各地域の気象等に関する状況及び被害の発生状況の把握に関すること。
- (4) 村内の警戒、巡視活動状況の把握に関すること。
- (5) その他情報の収集に関し必要な事項

#### (組織)

**第4** 災害警戒本部は、本部長、副本部長、本部員及び本部職員をもって構成する。

- 2 本部長は、副村長を、副本部長は総務課長をもって充てる。
- 3 本部員は、課長の職にある者のうちから状況に応じて本部長が指名する。
- 4 本部職員は、本部員の所属する課の職員のうちから本部長が指名する。

#### (本部長及び副本部長)

**第5** 本部長は、部務を総括し、会議を主宰する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

**第6** 災害警戒本部の会議は、必要に応じて、本部長が招集する。

#### (本部の事務)

**第7** 災害警戒本部の事務は、住民課において行う。

#### (災害警戒本部の廃止)

**第8** 村長は災害警戒本部が設置されたとき、又は災害が発生するおそれがなく災害警戒本部を継続して設置する必要がないと認めたときは災害警戒本部を廃止する。

(補則)

**第9** この要領に定めるもののほか、災害警戒本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この告示は、昭和 62 年 10 月 3 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 10 年 2 月 19 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

### 3-1-2 普代村災害対策本部条例 (昭和 38 年普代村条例第 8 号)

#### (趣旨)

**第 1 条** この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条第 7 項の規定に基づき、普代村災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (組織)

**第 2 条** 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

#### (部)

**第 3 条** 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

#### (雑則)

**第 4 条** 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

#### 附 則

この条例は、昭和 38 年 4 月 1 日から施行する。



### 3-1-3 普代村災害対策本部規程 (平成 23 年普代村訓令第 2 号)

[制定 平成 23 年 3 月 3 日]

改正

平成 29 年 6 月 28 日訓令第 3 号

(趣旨)

**第 1 条** この訓令は、普代村災害対策本部条例(昭和 38 年普代村条例第 8 号)第 4 条の規定により、普代村災害対策本部(以下「本部」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(組織等)

**第 2 条** 本部は、次に掲げる組織をもって構成する。

- (1) 部及び班
- (2) 緊急初動特別班
- (3) 現地災害対策本部
- (4) 調査班及び現地作業班

2 本部の事務所は、普代村役場内に置く。

(災害対策副本部長及び災害対策本部員)

**第 3 条** 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、副村長及び教育長をもって充てる。

2 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 普代村行政組織規則(平成 6 年普代村規則第 4 号)第 5 条に規定する課等の長及び第 16 条 ((1)、(2)、(6)、(7)を除く。)に規定する出先機関の所長等
- (2) 会計管理者
- (3) 普代村教育委員会行政組織規則(平成 49 年教育委員会規則第 2 号)第 8 条に規定する教育次長
- (4) 議会事務局長
- (5) 選挙管理委員会書記長
- (6) 農業委員会事務局長

3 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、村の職員のうちから本部員を指名することがある。

4 本部長に事故あるときに、副本部長がその職務を代理する順位は、次のとおりとする。

- 第 1 順位 副村長
- 第 2 順位 教育長

5 本部長及び副本部長に事故があるときは、総務部長が本部長の職務を代理する。

(本部員会議)

**第 4 条** 本部長は、災害応急対策の総合的な方針決定並びに各部において実施する災害応急対策の連絡及び調整を行うため、必要に応じて、本部員会議を招集する。

2 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

3 本部長は、審議事項の内容に応じ、副本部長のほか、一部の本部員のみによる会議を招集し、場合によっては副本部長及び本部員以外の職員並びに外部の関係機関の者を会議に出席させることがある。

(部)

**第5条** 本部に、別表第1に掲げる部を置く。

- 2 部に、部長及び副部長を置き、部長にあつては別表第1の中欄に掲げる職にある者を、副部長にあつては同表の右欄に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(班)

**第6条** 部に、別表第2の第2欄に掲げる班を置く。

- 2 班に班長を置き、別表第2の第3欄に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 班長は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、班の事務を掌理する。
- 4 部内の各班に属する班員は、当該部の部長が別表第2の第4欄に掲げる職員のうちから指名する。

(部及び班の分掌事務)

**第7条** 部及び班の分掌事務は、別表第3のとおりとする。

(本部連絡員)

**第8条** 本部に、本部連絡員を置き、各部長が当該部内の職員のうちから指名する。

- 2 本部連絡員は、本部長の命令の伝達、各部門の連絡、調整及び情報収集の事務を担当する。

(部の運営)

**第9条** この訓令に定めるもののほか、部の運営について必要な事項は、当該部の部長が定める。

(緊急初動特別班)

**第10条** 大規模な災害が発生した場合における初動体制の確立を図るため、本部に緊急初動特別班を置く。

- 2 緊急初動特別班は、本部の体制が整うまでの間、次の事務を行う。
  - (1) 災害情報の収集、報告及び周知に関すること。
  - (2) 災害応急対策の実施に関すること。
  - (3) 県その他の関係機関との連絡に関すること。
  - (4) その他本部長が特に命じること。
- 3 緊急初動特別班に、班長、副班長及びその他の班員を置き、総務部長が指名する。
- 4 緊急初動特別班の構成及び分掌事務は、別表第4のとおりとする。

(調査班)

**第11条** 本部長は、必要があると認めるときは、調査班を設け、災害地に派遣する。

- 2 調査班は、災害の状況を災害現地において調査し、本部長に報告する。
- 3 調査班に、班長、副班長及びその他の班員を置き、総務部長が関係部長と協議してそれぞれ指名する。

(現地災害対策本部)

**第12条** 本部長は、大規模な災害が発生し、災害応急対策を実施するため特に必要があると認めるときは、災害地に現地災害対策本部(「現地本部」という。)を置く。

2 現地本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 災害情報の収集、報告及び周知に関すること。
- (2) 現地作業班等を指揮監督し、災害応急対策を実施すること。
- (3) 県その他の関係機関との連絡に関すること。
- (4) その他本部長が特に命じること。

(現地作業班)

**第13条** 本部長は、災害地における応急対策活動上必要があると認めるときは、医療班、防疫班その他の現地作業班を設け、災害地に派遣する。

- 2 現地作業班は、災害地における救護の実施、防疫の指導、その他の応急対策の実施又は指導に当たる。
- 3 現地作業班に、班長、副班長及びその他の班員を置き、所管部長がそれぞれ指名する。

(配備体制)

**第14条** 本部の配備体制の区分、配備基準及び配備職員の範囲は、次のとおりとする。

区分	配備基準	配備職員の範囲
警戒配備	ア 気象警報、高潮警報、波浪警報、(海上に対するものを除く。)洪水警報又は津波注意報が発表され、若しくは、大規模な火災、爆発等により、相当規模の災害の発生のおそれがあると認められる場合 イ 津波警報が発表された場合 ウ 村内に震度5強の地震が発生した場合	課長補佐相当職以上のすべての職員
1号非常配備	ア 相当規模の災害が発生した場合 イ 大津波警報が発表された場合	係長相当職以上のすべての職員
2号非常配備	ア 大災害が発生した場合において、本部のすべての組織及び機能を挙げて災害応急対策を講じる必要があると認められる場合 イ 村内に震度6弱以上の地震が発生した場合	全職員

2 各部長は、前項の表に定める配備職員の範囲のみでは、夜間、休日等の勤務時間外において、警戒配備又は1号非常配備に係る配備職員に不足が生じると認められる場合は、同表に定める配備職員の範囲と異なる範囲の職員を指名することができる。

(活動要領)

**第15条** 警戒配備体制における活動の要領は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 各部長は、次の措置を講じる。
  - ア 情報の収集、報告及び伝達並びに応急措置を行うこと。
  - イ 予測される災害に対処し、必要と認められる物資、車両、機材等を点検整備し、直ちに使用できるよう準備を整えること。
  - ウ 予測される災害に対処し、必要と認める予防措置を検討し、被害を最小限にとどめるために必要な計画を検討すること。
  - エ 状況の推移に応じて、次の配備体制に応じ得る体制を整えること。
- (2) 本部長は、必要があるときは本部員会議を開催し、状況に対応する措置を検討する。

2 1号非常配備体制における活動の要領は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 各部長は、前項第1号に掲げる措置を行うほか、災害応急対策を実施する。
- (2) 本部長は、本部員会議を開催し、状況に対応する措置を講じる。
- 3 2号非常配備体制においては、本部のすべての組織及び機能を挙げて、災害応急対策を実施する。

(配備指令)

**第16条** 本部長は、第14条第1項に規定する配備基準に従い、各部長に対して、配備体制の指令を発する。ただし、本部長は、災害の状況により、特定の部に対して同項に規定する区分と異なる配備体制の指令を発することがある。

- 2 各部長は、前項の配備体制の指令を受けた場合は、速やかに、所属の職員に指令する。
- 3 前項の指令を受けた職員は、各部長の定めるところにより、当該職員が所属する公署(以下「所属公署」という。)に参集し、又は自宅等で待機する。

(自主参集)

**第17条** 配備職員は、夜間、休日等の勤務時間外において、第14条第1項に規定する配備基準に該当する災害の発生又は気象警報等が発表されたことを覚知したときは、配備指令を待たずに、直ちに、所属公署に参集する。

**第18条** 配備職員は、夜間、休日等の勤務時間外に災害が発生した場合において、やむを得ない事情により、所属公署に参集できないときは、所属公署の長に連絡の上、最寄りの庁舎、その他の村の公署に参集する。

- 2 前項の場合において、当該職員は、参集先の公署の長に対して到着の報告を行い、直ちに、その指示に従い、必要な業務に従事する。
- 3 前項の規定による到着の報告を受けた公署の長は、その参集状況を取りまとめ、速やかに、関係部長に報告するものとする。
- 4 参集先の公署の長は、その後の事情により、第2項に規定する職員を所属公署に移動することが可能と判断した場合は、当該職員の所属する公署の長と調整の上、当該職員の移動を命じる。

(応援職員の配置)

**第19条** 各部長は、災害応急対策を実施するための職員が不足する班がある場合は、部内の他の班から応援職員を配置し、又は住民部長に対し応援職員の派遣を要請する。

(災害情報の報告)

**第20条** 各部長及び各班長は、災害に関する情報を次の表に掲げる種類ごとに、住民部長に報告する。

種類	内容
初期情報報告	災害発生直後に当該被害の概要を報告するとともに、災害応急対策の内容及び進捗状況を、逐次、報告するもの並びに災害の規模又は状況が判明するまでの間(災害発生初期)に、被害の種類別に報告するもの
被害額等報告	被害額等が判明した時に、被害の種類別に報告するもの
その他の報告	上記以外の報告で、必要な事項について報告するもの

- 2 住民部長は、各部長から受けた災害情報を本部長に報告する。

(本部の廃止)

**第 21 条** 本部長は、災害が発生するおそれなくなったと認められるとき、又はおおむね災害応急対策が終了したと認められるときに、本部を廃止する。

(補則)

**第 22 条** この訓令に定めるもののほか、本部の活動その他に関し必要な事項は、本部長が定める。

## 別表第 1 (第 5 条関係)

## 本部に置く部並びに部長及び副部長

部	部長に充てる職	副部長に充てる職
総務部	総務課長	課の中で課長の次の職にある職員
税務出納部	税務出納課長	課の中で課長の次の職にある職員
住民福祉部	住民福祉課長	課の中で課長の次の職にある職員
農林商工部	農林商工課長	課の中で課長の次の職にある職員
建設水産部	建設水産課長	課の中で課長の次の職にある職員
教育部	教育次長	課の中で課長の次の職にある職員
医療部	国民健康保険診療所事務長	国保診療所事務長の次の職にある職員
保健センター部	保健センター所長	保健センター所長の次の職にある職員
協力部	議会事務局長	議会事務局長の次の職にある職員

## 別表第 2 (第 6 条関係)

## 本部の部に置く班、班長及び班員

部	班	班長に充てる職	班 員
総務部	庶務管理班	庶務管理係長	総務課員 政策推進室員
	財政班	財政係長	
	広聴広報班	広聴広報係長	
	消防防災班	消防防災係長	
	企画調整班	企画調整係長	
	地域創生班	地域創生係長	
	観光交流推進班	観光交流推進係長	
税務出納部	税務班	税務係長	税務出納課員
	収納対策班	収納対策係長	
	収納会計班	収納会計係長	
住民福祉部	住民班	住民係長	住民福祉課員
	国民年金班	国民年金係長	
	福祉班	福祉係長	
	保健衛生班	保健衛生係長	
	国保介護保険班	国保介護保険係長	
農林商工部	農政班	農政係長	農林商工課員
	林業班	林業係長	
	商工班	商工係長	
建設水産部	復興企画班	復興企画係長	建設水産課員
	土木班	土木係長	
	漁港水産班	漁港水産係長	
	水道下水道班	水道下水道係長	
教育部	総務班	総務係長	教育課員
	学校幼児教育班	学校教育係長	
	生涯学習班	生涯学習係長	
医療部	普代診療所	管理係長	国民健康保険普代診療所員
	普代歯科診療所班	国民健康保険普代歯科診療所係長	国民健康保険普代歯科診療所員
保健センター部	保健班	主任保健師	保健センター所員
協力部	議会班	庶務係長	議会事務局員

別表第3 (第7条関係)

## 本部の部及び班の分掌事務

部	班	分 掌 事 務
総務部	庶務管理班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策本部の記録に関する事</li> <li>2 本部の電話交換に関する事</li> <li>3 文書の受領及び発送に関する事</li> <li>4 本部長及び副本部長の秘書に関する事</li> <li>5 村内行政連絡員との連絡調整に関する事</li> <li>6 海外からの支援助入れにかかる連絡、調整に関する事</li> <li>7 陳情及び請願に関する事</li> <li>8 災害対策本部員会議の庶務に関する事</li> <li>9 報道対応に関する事</li> <li>10 関係省庁等に対する周知に関する事</li> <li>11 部内各班の連絡調整に関する事</li> <li>12 職員の動員及び配置に関する事</li> <li>13 労務者の雇上げに関する事</li> <li>14 他の地方公共団体に対する職員派遣、派遣のあっ旋及び応援要請に関する事</li> <li>15 各部の応援職員の調整及び配置に関する事</li> </ol>
	財政班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 緊急予算の編成等財政措置に関する事</li> <li>2 応急公用負担に基づく補償等に関する事</li> <li>3 部内各班に対する応援に関する事</li> <li>4 村有財産（各部署間の財産を除く）の被害調査及び管理に関する事</li> <li>5 車両の配置及び燃料の確保に関する事</li> <li>6 緊急通行車両確認証明書及び標章の受領に関する事</li> <li>7 職員、被災者、物資等の輸送に関する事</li> <li>8 応急対策用資機材及び生活関連物資の調達並びに受払いに関する事</li> <li>9 輸送機関との連絡調整に関する事</li> <li>10 応急仮設住宅の建設用地の確保に関する事</li> <li>11 応急対策工事請負契約に関する事</li> <li>12 義援物資及び義援金の配分支給に関する事</li> </ol>
	広聴広報班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害広報に関する事</li> <li>2 報道機関との連絡に関する事</li> <li>3 災害の状況及び応急対策の撮影記録に関する事</li> <li>4 広聴活動に関する事</li> <li>5 通信機関との連絡調整に関する事（非常通信に関する事を除く）</li> <li>6 放送業者との連絡調整に関する事（報道対応に関する事を除く）</li> </ol>
	消防防災班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部の庶務に関する事</li> <li>2 防災会議及び災害対策本部に関する事</li> <li>3 災害対策の総合調整に関する事</li> <li>4 気象予警報等の災害関連情報の収集及び伝達に関する事</li> </ol>



		5 職員の非常招集及び配備態勢に関すること 6 緊急初動特別班、現地本部及び調査班に関すること 7 防災関係機関との連絡調整に関すること 8 臨時ヘリポートの設置及び運営に関すること 9 防災行政無線局の管理及び運営に関すること 10 避難の勧告指示、誘導及び確認に関すること 11 消防機関に対する出動要請に関すること 12 警戒区域の設定に関すること 13 危険区域の巡視、行方不明者及び遺体の捜索に関すること 14 危険物災害の発生拡大防止、応急対策に関すること 15 非常通信に関すること 16 消防、水防活動に必要な資機材等の確保に関すること 17 被害情報の報告受理及び報告に関すること 18 消防施設の被害調査及び応急対策に関すること 19 県及び他の市町村への応援要請に関すること 20 相互応援協定締結市町村への消防隊応援要請に関すること 21 災害時交通安全対策に関すること 22 食料(炊き出しを含む)の供給に関すること 23 自衛隊の終結場所の設置及び運営に関すること 24 自衛隊の派遣要請に関すること 25 自衛隊に対する保有物資の無償貸付又は譲渡要請に関すること 26 部内活動の記録、保存に関すること 27 各部の総合調整に関すること 28 その他、他部に属さないこと
	企画調整班	1 電力及び燃料等のエネルギー供給機関との連絡調整に関すること 2 政府国会対策関係者等の災害視察対応に関すること
	地域創生班	1 部内他班に対する応援に関すること
	観光交流推進班	1 観光施設の被害調査及びその応急対策に関すること 2 日常必需物資の流通確保に関すること 3 復旧、復興計画に関すること
税務出納部	税務班	1 災害時の村税の減免及び徴収猶予に関すること 2 部内他班に対する応援に関すること
	収納対策班	1 災害住宅等の調査に関すること 2 部内他班に対する応援に関すること
	収納会計班	1 応急対策に要する経費の経理に関すること 2 災害弔慰金及び災害見舞金の出納保管に関すること 3 他部に対する応援に関すること

住民福祉部	住民班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害相談、相談窓口の開設に関する事</li> <li>2 支所との連絡調整に関する事</li> <li>3 部内他班の連絡調整に関する事</li> <li>4 避難所の設置及び運営に関する事（教育委員会所管施設を除く）</li> <li>5 遺体の埋・火葬に関する事</li> <li>6 住宅の入居及び管理に関する事</li> <li>7 応急仮設住宅の入居及び管理に関する事</li> </ol>
	国民年金班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部内各班に対する応援に関する事</li> </ol>
	保健衛生班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 衛生施設の被害調査及び応急対策に関する事</li> <li>2 被災地の仮設便所及び公衆浴場等の設置に関する事</li> <li>3 被災地の清掃及び廃棄物の処理に関する事</li> <li>4 遺体収容施設の開設及び遺体の名簿作成に関する事</li> <li>5 環境衛生に関する事</li> <li>6 害虫の駆除に関する事</li> <li>7 し尿処理用資機材の調達、応援要請に関する事</li> <li>8 人的被害の調査に関する事</li> <li>9 医療施設の被害調査及び応急対策に関する事</li> <li>10 遺体の検案及び処理に関する事</li> <li>11 防疫及び感染症予防に関する事</li> <li>12 部内各班に対する応援に関する事</li> </ol>
	国保介護保険班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 福祉関係施設の被害調査及び応急対策に関する事</li> <li>2 応急必需品の供給に関する事</li> <li>3 被災地における児童及び母子世帯の救護に関する事</li> <li>4 部内各班に対する応援に関する事</li> </ol>
	福祉班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害救助法の適用の手続き及び措置に関する事</li> <li>2 ボランティア活動の普及啓発に関する事</li> <li>3 ボランティアの受入れ体制の整備に関する事</li> <li>4 ボランティア活動に対する支援に関する事</li> <li>5 日本赤十字社岩手県支部普代分区並びに村社会福祉協議会との連絡調整に関する事</li> <li>6 部内各班に対する応援に関する事</li> </ol>
農林商工部	農政班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農作物等の被害調査及び応急対策に関する事</li> <li>2 農業施設の被害調査及びその応急対策に関する事</li> <li>3 部内各班の連絡調整及び応援に関する事</li> <li>4 被災農家に対する農業関係資機材あっせん等の援助に関する事</li> <li>5 農地及び農業用施設の被害調査及び応急対策に関する事</li> <li>6 部内各班に対する応援に関する事</li> </ol>

	林業班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 林業畜産関係の被害調査及び応急対策に関すること</li> <li>2 治山対策に関すること</li> <li>3 林業施設の応急措置に関すること</li> <li>4 家畜伝染病の防疫に関すること</li> <li>5 家畜の死体処理方法の指導に関すること</li> <li>6 家畜診療、防疫機械薬品の調達、あつせん要請に関すること</li> <li>7 家畜の飼料作物、牧草等の種子及び肥料、飼料等の確保、あつせん要請に関すること</li> <li>8 集乳搬送の協力要請に関すること</li> <li>9 部内各班に対する応援に関すること</li> </ol>
	商工班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 商工業関係の被害調査及びその応急対策に関すること</li> <li>2 高圧ガス、火薬類施設及び鉱山関係の被害調査に関すること</li> </ol>
建設水産部	復興企画班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 復旧、復興計画に関すること</li> </ol>
	土木班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路、橋梁、河川堤防等の被害調査及び応急措置、復旧に関すること</li> <li>2 村営住宅の被害調査及び応急対策に関すること</li> <li>3 道路交通規制及び道路情報に関すること</li> <li>4 土地崩壊防止対策に関すること</li> <li>5 村有施設等の応急復旧に関すること</li> <li>6 障害物除去の応援、応急措置の業者への協力要請に関すること</li> <li>7 被災住宅の応急修理に要する資機材の調達に係る業者への協力要請に関すること</li> <li>8 交通施設の応急対策用資機材の調達に係る業者への協力要請及びあつせん要請に関すること</li> <li>9 交通施設応急復旧の業者への協力要請に関すること</li> <li>10 障害物の除去に関すること</li> <li>11 被災住宅の応急修理に関すること</li> <li>12 被災建築物の応急危険度判定に関すること</li> <li>13 被災宅地危険度判定士の派遣要請に関すること</li> <li>14 応急仮設住宅の建設に関すること</li> <li>15 雪害及び除雪計画に関すること</li> </ol>
	漁港水産班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 漁港施設の被害調査及び応急対策に関すること</li> <li>2 水産関係の被害調査及び応急対策に関すること</li> <li>3 被災漁家等に対する漁業関係資機材あつせん等の援助に関すること</li> <li>4 漂流物の保管及び処分に関すること</li> <li>5 在港船舶(漁船)の対策に関すること</li> <li>6 漁港関係障害物の除去に関すること</li> </ol>
	水道下水道班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水道施設の応急復旧資材の確保及び調達に対する応援要請に関すること</li> <li>2 水道の使用に係る広報に関すること</li> <li>3 飲料水の供給に対する応援要請に関すること</li> <li>4 応急給水用資機材の調達の応援要請に関すること</li> <li>5 水道施設の被害調査及び応急対策に関すること</li> <li>6 飲料水の供給施設の設置及び管理に関すること</li> </ol>

		7 部内各班の連絡調整に関する事
教育部	総務班	1 部内職員の動員に関する事 2 学校施設の被害状況調査及び応急対策に関する事 3 避難所の設置及び運営に関する事 (所管する小学校及び中学校に開設するものに限る) 4 教育関係団体との連絡調整に関する事
	学校幼児教育班	1 学校に対する連絡及び指示に関する事 2 児童、生徒及び教員の被害状況調査及び応急対策に関する事 3 児童及び生徒の避難救助に関する事 4 被災地の応急教育に関する事 5 被災した園児、児童及び生徒の保健管理等に関する事 6 被災した園児、児童及び生徒に対する学用品の調達、あっせんに関する事 7 児童、生徒の応急給食に関する事 8 教員の派遣、応援要請に関する事
	生涯学習班	1 社会教育施設の被害調査及び応急対策に関する事 2 文化財等の被害調査及び応急対策に関する事 3 避難所の設置及び運営に関する事 (所管する社会教育施設に開設するものに限る) 4 社会教育関係団体との連絡調整に関する事
医療部	普代診療所班	1 応急医療に関する事 2 災害医療チーム (DMAT) に関する事 3 応急救護所の設置運営に関する事
	歯科診療所班	1 応急医療に関する事 2 避難所での口腔衛生に関する事。
保健センター部	保健班	1 医療、助産及び保健衛生指導に関する事 2 医薬品及び医療資機材の確保に関する事 3 医師会との連絡調整に関する事
協力部	議会班	1 議会との連絡調整に関する事 2 他部に対する応援に関する事

## 別表第4 (第10条関係)

## 緊急初動特別班の構成及び分掌事務

班名	分掌事務
総務班	1 災害対策本部の設置及び運営 2 本部員会議及び本部連絡員会議の開催に関する事 3 本部長の指令等の伝達に関する事 4 関係機関との連絡調整に関する事
対策班	1 災害派遣要請時に関する事 2 各部署が実施する災害応急対策の調整に関する事 3 村民からの要請の処理に関する事 4 災害応急対策に係る実施及び指示に関する事 5 関係機関等との連絡調整に関する事
情報班	1 気象予警報の受領及び伝達に関する事 2 被害状況・災害情報の収集に関する事 3 災害応急対策の実施状況等の情報収集に関する事
広報班	1 住民に対する災害情報等の広報に関する事 2 村外への災害情報の発信及び公表に関する事。 3 岩手県災害情報システムに関する事
避難所班 (津波警報以 上発令のみ)	1 避難所施設の安全確認に関する事 2 避難所の開設・運営に関する事 3 関係機関との連絡調整に関する事

### 3-2-1 気象庁震度階級関連解説表

震度は、地震動の強さの程度を表すもので、震度計を用いて観測します。この「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すものです。この表を使用される際は、以下の点にご注意ください。

(1) 気象庁が発表する震度は、震度計による観測値であり、この表に記述される現象から決定するものではありません。

(2) 震度が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や地震動の性質によって、被害が異なる場合があります。この表では、ある震度が観測された際に通常発生する現象を記述していますが、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。

(3) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は、震度計が置かれている地点での観測値ですが、同じ市町村であっても場所によっては震度が異なることがあります。また、震度は通常地表で観測していますが、中高層建物の上層部では一般にこれより揺れが大きくなります。

(4) 大規模な地震では長周期の地震波が発生するため、遠方において比較的低い震度でも、エレベーターの障害、石油タンクのスロッシングなどの長周期の揺れに特有な現象が発生することがあります。

(5) この表には、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、新しい事例が得られたり、構造物の耐震性の向上などで実情とあわなくなったりした場合には、内容を変更することがあります。

計測震度	階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン	地盤・斜面
	0	人は揺れを感じない。						
0.5	1	屋内にいる人の一部がわずかな揺れを感じる						
1.5	2	屋内にいる人の多くが揺れを感じる。眠っている人の一部が目覚めます。	電灯などのつり下げ物がわずかに揺れる。					

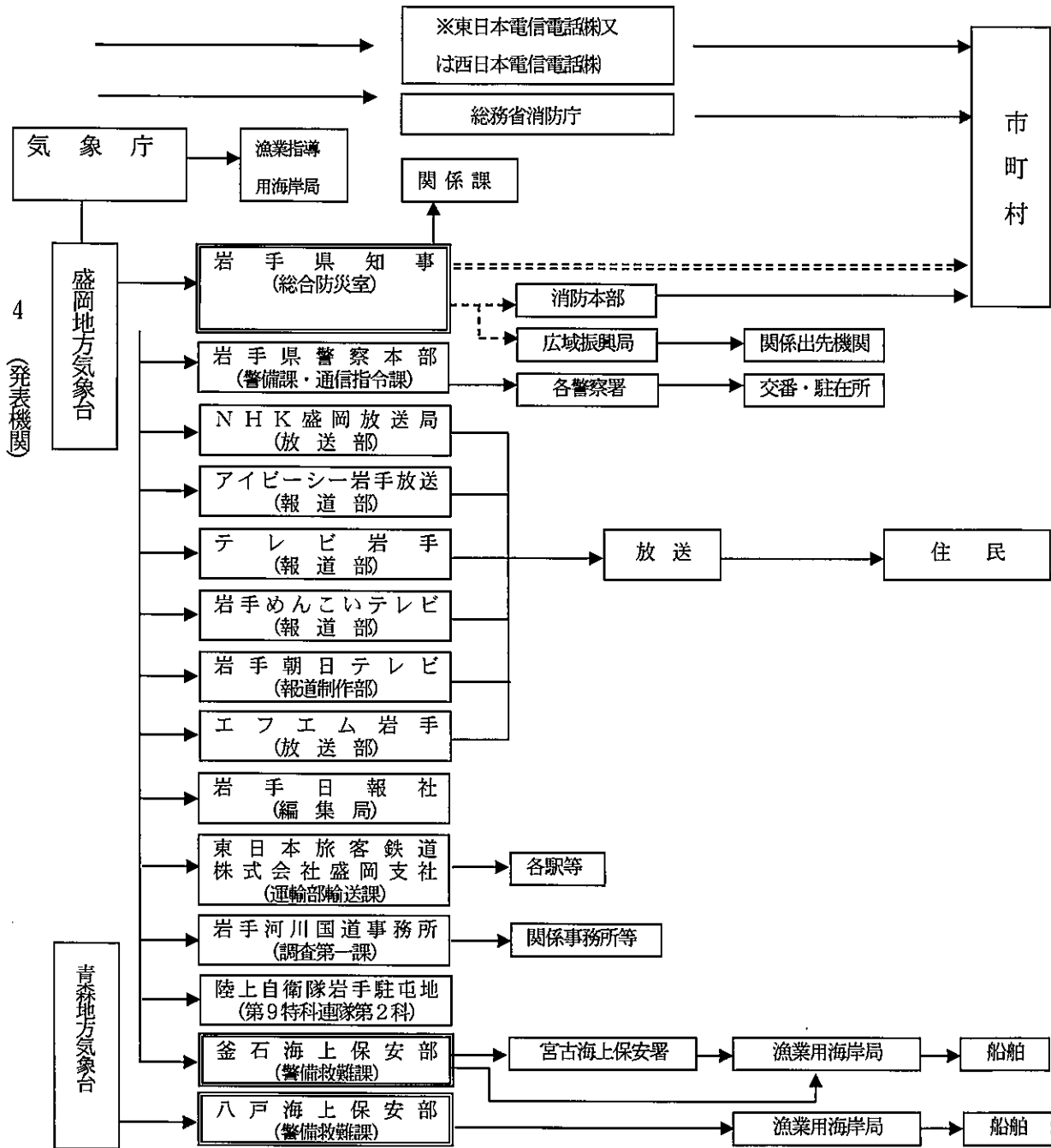
2.5	3	屋内にいる人のほとんどが揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。	柵にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる	耐震性の低い住宅では、壁や柱がかなり破損したり、傾いたりするものがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。耐震性の高い建物でも、壁などに亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生することがある。[一部の地域でガス、水道の供給が停止することがある。]	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生する。[一部の地域でガス、水道の供給が停止することもある。]	地割れや山崩れなどが発生することがある。
3.5	4	かなりの恐怖感があり、一部の人は身の安全を憂うとす。眠っている人のほとんどが目覚めます。	つり下げ物は大きく揺れ、柵にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が倒れることがある。	電線が大きく揺れる。歩いている人も揺れを感じる。自動車を運転している、揺れに気づく人がいる。	耐震性の低い住宅では、壁や柱がかなり破損したり、傾いたりするものがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。耐震性の高い建物でも、壁などに亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生することがある。[一部の地域でガス、水道の供給が停止することがある。]	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生する。[一部の地域でガス、水道の供給が停止することもある。]	地割れや山崩れなどが発生することがある。
5.5	5 (強)	非常な恐怖を感じる。多くの人が行動に支障を感じる。	柵にある食器類、書棚の本の多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンスなど重い家具が倒れることがある。変形によりドアが開かなくなる。一部のことがある。一部の戸がはずれる。	補強されていないブロック塀の多くが崩れる。据え付けが不十分な自動販売機が倒れる。多くの墓石が倒れる。自動車の運転が困難となり、停止する車が多い。	耐震性の低い住宅では、壁や柱がかなり破損したり、傾いたりするものがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。耐震性の高い建物でも、壁などに亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生することがある。[一部の地域でガス、水道の供給が停止することがある。]	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生する。[一部の地域でガス、水道の供給が停止することもある。]	地割れや山崩れなどが発生することがある。
6.0	6 (弱)	立っていることが困難になる。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。	かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものがある。耐震性の高い住宅でも、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁や柱が破損するものがある。耐震性の高い建物でも、壁などに大きな亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生することがある。[一部の地域でガス、水道の供給が停止することがある。]	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生する。[一部の地域でガス、水道の供給が停止することもある。]	地割れや山崩れなどが発生することがある。

6.5	6 (強)	立っていることができず、這わないと動くことができない。	固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。戸が外れて飛ぶことがある	多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されているブロック塀のほとんどが崩れる。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものが多い。耐震性の高い住宅でも、壁や柱がかなり破損するものがある。	耐震性の低い建物では、倒壊するものがある。耐震性の高い建物でも、壁、柱が倒壊するものがある。	ガスを地域に送るための導管、水道の配水施設に被害が発生することがある[一部の地域で停電する。広い地域でガス、水道の供給が停止することがある]。	
7.0	7	揺れにほんろうされ、自分の意思で行動できない。	ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。	ほとんどの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されているブロック塀も破損するものがある。	耐震性の高い住宅でも、傾いたり、大きく破壊したりするものがある。	耐震性の高い建物でも、傾いたり、大きく破壊したりするものがある。	[広い地域で電気、ガス、水道の供給が停止する。]	大きな地割れ、地すべりや山崩れが発生し、地形が変わることもある。

\*ライフラインの「」内の事項は、電気、ガス、水道の供給状況を参考として記載したものである。



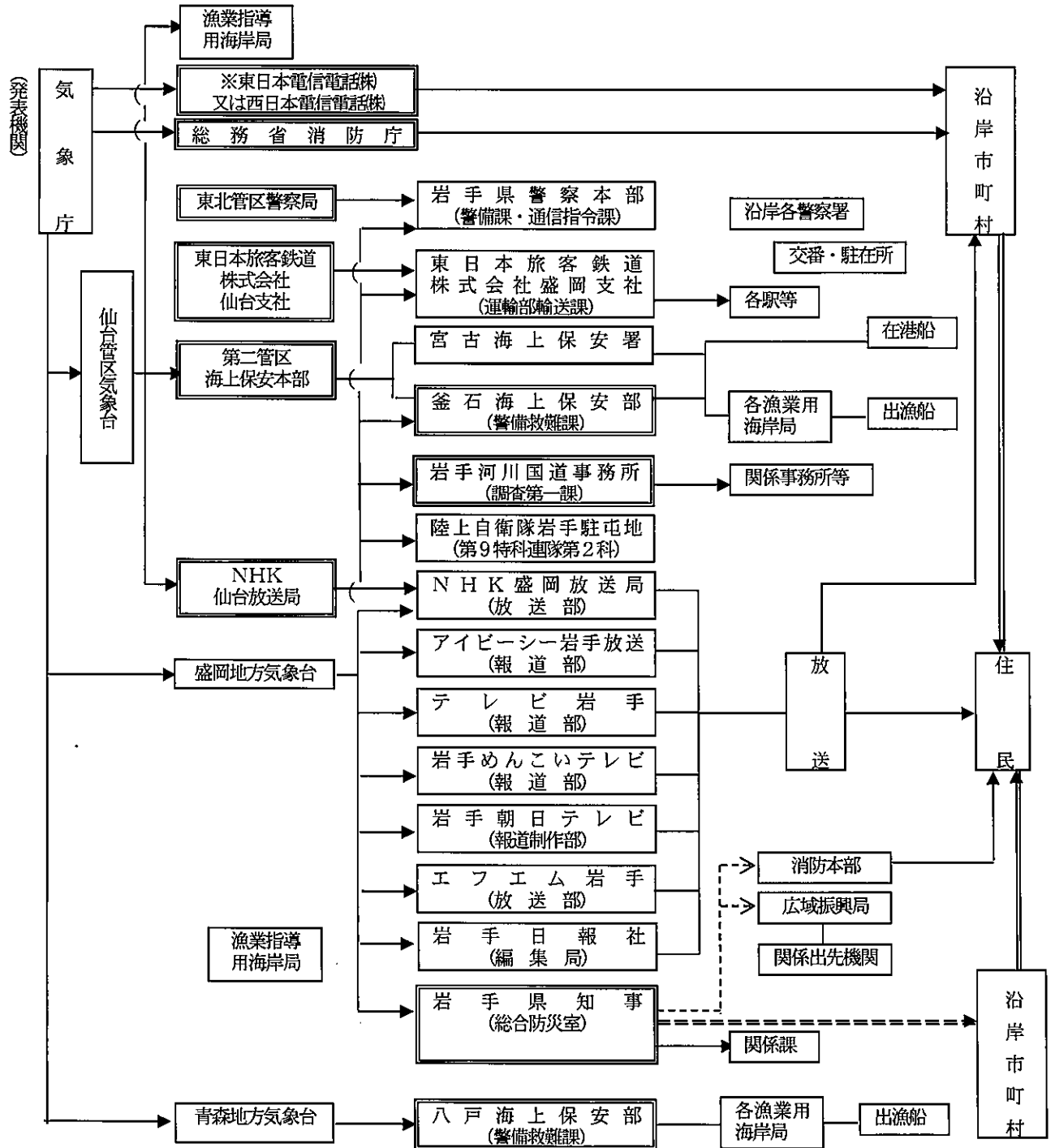
### 3-2-2 気象予警報伝達系統図



(注)

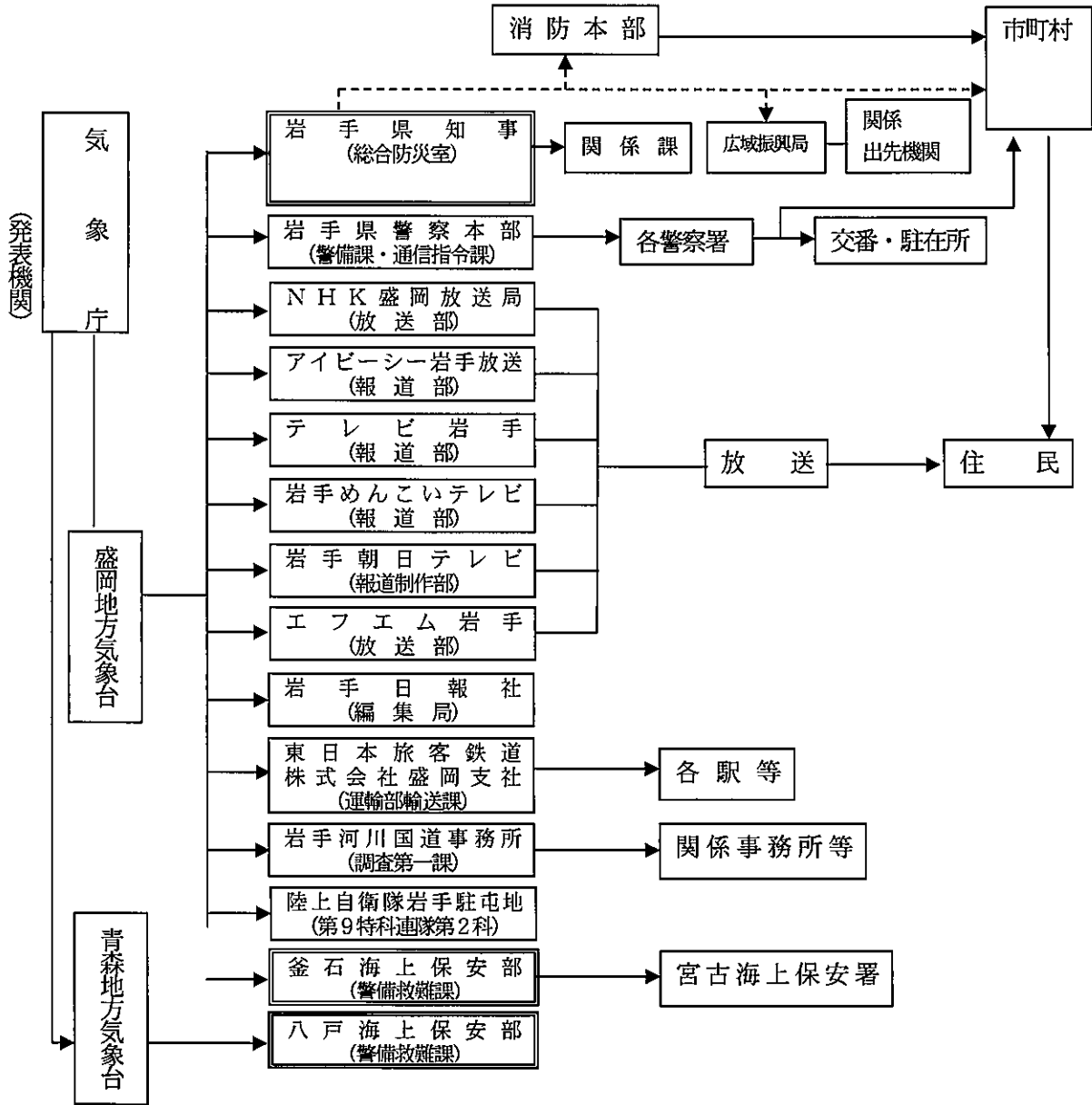
- ※は、警報発表及び解除のみ。
- 気象予報としての注意報については、内容により発表機関及び伝達機関においてこの系統図に示す通報機関のうち必要と認める機関にのみ通報する。
- 通報伝達の順位は、予測される災害に対する直接の防災機関への伝達系統を優先するものとする。
- 線及び ===== 線は、総合防災情報ネットワーク及び防災行政無線。
- 二重枠で囲まれている機関は、気象業務報施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。
- ==== 線及び ===== 線は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

### 3-2-3 津波予報(注意報・警報)伝達系統図



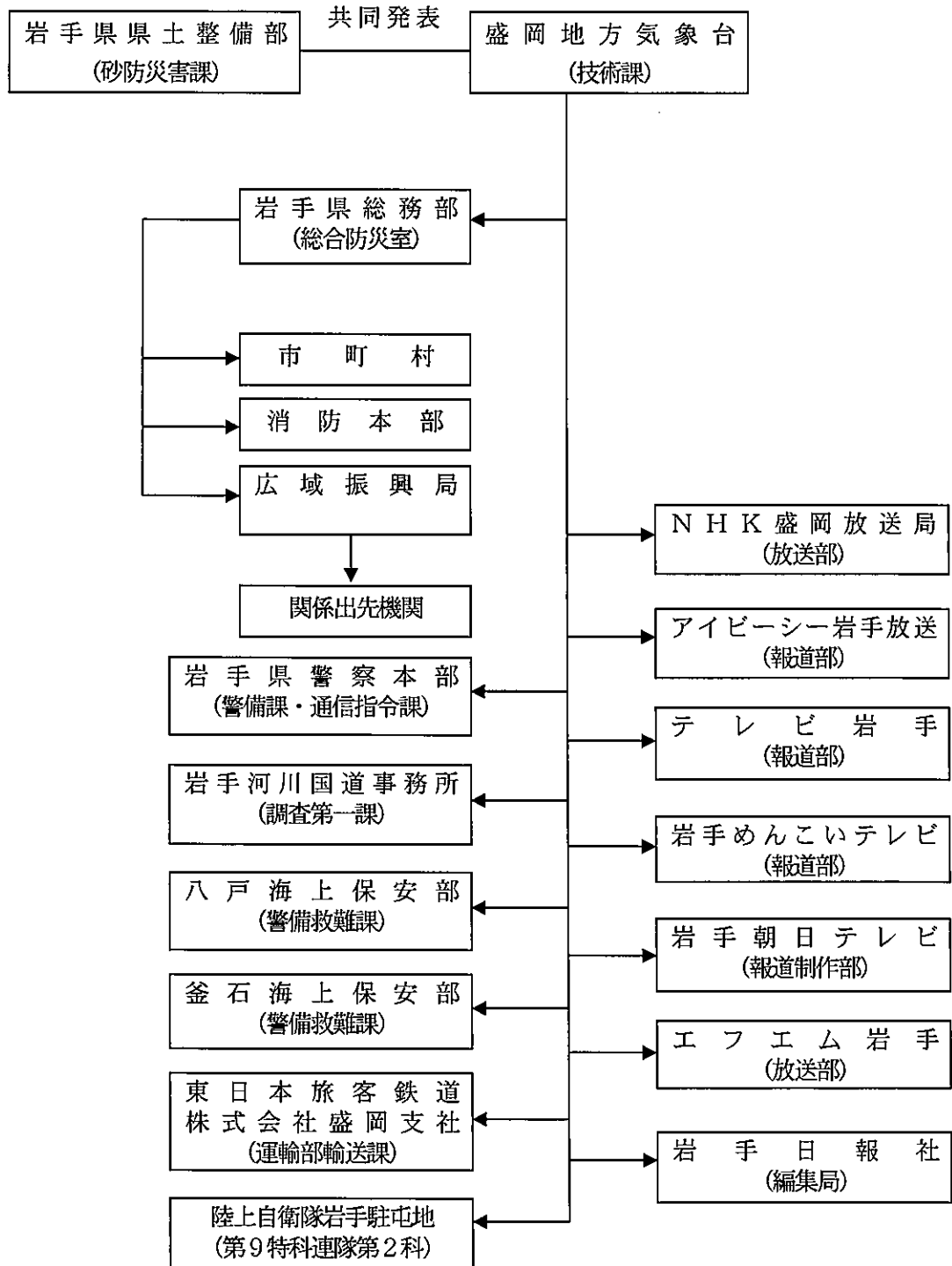
- (注) 1 ※は、大津波警報、津波警報発表及び解除のみ  
 2 ----- 線及び==== 線は、総合防災情報ネットワーク及び防災行政無線  
 3 二重枠で囲まれている機関は、気象業務報施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。  
 4 二重線の経路 (----線及び====線、——線)は、特別警報が発表された際に通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

### 3-2-4 地震及び津波に関する情報伝達系統図



- (注) 1 ----- は、総合防災情報ネットワーク及び防災行政無線  
 2 「各地の震度に関する情報」は、盛岡地方気象台から発表される。

### 3-2-5 土砂災害警戒情報伝達系統図



## 3-3-1 各防災機関における指定電話一覧

種 別	防 災 関 係 機 関 名	指定番号
指定地方行政機関	東北管区警察局	022-221-7181
	東北財務局盛岡財務事務所	019-625-3351
	東北厚生局	022-291-0416
	東北農政局	022-263-1111
	東北農政局岩手農政事務所	019-624-1125
	三陸北部森林管理署	0193-62-6448
	三陸北部森林管理署久慈支署	0194-53-3391
	東北経済産業局	022-263-1111
	関東東北産業保安監督部東北支部	022-263-1111
	東北運輸局	022-299-8851
	宮古海上保安署	0193-62-6560
	仙台管区气象台	022-297-8100
	盛岡地方气象台	019-622-7870
	盛岡中央郵便局	019-624-5350
	普代郵便局	0194-35-3131
	東北総合通信局	022-221-0684
	岩手労働局	019-625-3361
	東北地方整備局釜石港湾事務所	0193-22-9111
	東北地方整備局三陸国道事務所	0193-62-1711
	三陸国道事務所久慈維持出張所	0194-53-2790
自衛隊	陸上自衛隊第9特科連隊	019-688-4311
地方公共団体	県北広域振興局経営企画部	0194-53-4981
	県北広域振興局土木部	0194-53-4990
	久慈保健所	0194-53-4987
	県北教育事務所	0194-52-4991

	岩手県立久慈病院	0194-53-6131
	久慈警察署	0194-53-0110
	久慈広域連合消防本部	0194-53-0119
公共機関等	日本銀行盛岡事務所	019-624-3622
	日本赤十字社岩手県支部	019-623-7219
	日本放送協会盛岡放送局	019-626-8826
	東日本高速道路(株)東北支社	022-711-6411
	東日本高速道路(株)東北支社盛岡管理事務所	019-638-0190
	東日本旅客鉄道(株)盛岡支社	019-622-5921
	東日本旅客鉄道(株)盛岡支社久慈駅	0194-53-3277
	日本通運(株)盛岡支社	019-623-4149
	東日本電信電話(株)岩手支店	019-625-4960
	東北電力(株)岩手支店	019-622-4920
	(株)アイピーシー岩手放送	019-623-3141
	(株)テレビ岩手	019-623-3530
	(株)岩手めんこいテレビ	019-656-3303
	(株)岩手朝日テレビ	019-629-2525
	(株)エフエム岩手	019-625-5511
	岩手県北自動車(株)	019-654-5815
	(株)岩手日報社久慈支局	0194-53-3030
	(株)デーリー東北新聞社	0178-44-5111
	岩手県北自動車(株)久慈営業所	0194-53-5200
	三陸鉄道(株)	0193-63-7727
JRバス東北(株)久慈営業所	0194-53-5311	

## 3-3-2 無線施設一覧

(平成28年3月1日現在)

設置機関	使用目的	識別信号 (呼出名称)	種 別	設置 (常置) 場所	備 考	
普代村	地方行政用	ぼうさいふだいこうほう	基地局	普代村役場	総務課	
		ぼうさいふだいむかいのぼ	中継局	向野場管理事務所	総務課	
		ぼうさいふだい1	移動局	普代村役場	住民課	
		ぼうさいふだい2	移動局	普代村役場	住民課	
		ぼうさいふだい101	移動局	普代村役場	携帯	
		ぼうさいふだい102	移動局	普代村役場	携帯	
	消 防 用 地方行政用	ふだいしれい1	移動局	普代分署	車載	
		ふだいかつどう1	移動局	普代分署	車載	
		ふだいはんそう1	移動局	普代分署	車載	
		ふだいしょうぼう1-11	移動局	普代分署	車載	
		ふだいしょうぼう1-12	移動局	第1分団第1部	車載	
		ふだいしょうぼう1-2	移動局	第1分団第2部	車載	
		ふだいしょうぼう2-1	移動局	第2分団	車載	
		ふだいしょうぼう3-1	移動局	第3分団	車載	
		ふだいしょうぼう3-2	移動局	第3分団	車載	
		ふだいしょうぼう4-1	移動局	第4分団	車載	
		ふだいしょうぼう5-1	移動局	第5分団	車載	
		ふだいしょうぼう6-1	移動局	第6分団第1部	車載	
		ふだいしょうぼう6-2	移動局	第4分団	車載	
		ふだいきけいたい1	移動局	普代分署	携帯	
		ふだいきけいたい2	移動局	第6分団	携帯	
		ふだいきけいたい3	移動局	第2分団	携帯	
		ふだいきけいたい4	移動局	第3分団	携帯	
		ふだいきけいたい5	基地局	普代村役場	携帯	
	ふだいきけいたい6	基地局	普代村役場	携帯		
	久慈広域連 合消防本部	消 防 用	くじしょうぼうふだい	基地局	普代分署	
			くじしょうぼうふだい1	基地局	普代分署	
くじきゅうきゅう7			移動局	普代分署		
くじしょうぼう11			移動局	普代分署		
くじしょうぼう161			移動局	普代分署		
くじしょうぼう162			移動局	普代分署		
くじしょうぼうかはん7			基地局	普代分署		
岩手県	防災行政用	SCCじちたいいわてけんいわてかはんちきゅうV51	固定局	普代村役場庁舎		
		SCCじちたいいわてけんいわてかはんちきゅうV22	固定局	久慈広域連合消防本部		

岩手県警察本部	警察事務用	いわてけいさつ		久慈警察署	
国土交通省 東北地方整備局三陸国道事務所	水防道路用	建設 久慈国道	基地局	三陸国道事務所久慈維持出張所	
		建設 久慈国道 2	移動局	三陸国道事務所久慈維持出張所	
		建設 久慈国道 3	移動局	三陸国道事務所久慈維持出張所	
		建設 久慈国道 4	移動局	三陸国道事務所久慈維持出張所	
		建設 久慈国道 5	移動局	三陸国道事務所久慈維持出張所	
		建設 久慈国道 6	移動局	三陸国道事務所久慈維持出張所	
		建設 久慈国道 31	移動局	三陸国道事務所久慈維持出張所	
		建設 久慈国道 32	移動局	三陸国道事務所久慈維持出張所	
		建設 久慈国道 33	移動局	三陸国道事務所久慈維持出張所	
		建設 久慈国道 34	移動局	三陸国道事務所久慈維持出張所	
		建設 久慈国道 35	移動局	三陸国道事務所久慈維持出張所	
		建設 久慈国道 36	移動局	三陸国道事務所久慈維持出張所	
		建設 久慈国道 37	移動局	三陸国道事務所久慈維持出張所	
		建設 久慈国道 38	移動局	三陸国道事務所久慈維持出張所	
東北森林管理局 (青森分局)	国有林野事業用	しんりん くじ	基地局	三陸北部森林管理署久慈支署	
		しんりん くじ 1	移動局	三陸北部森林管理署久慈支署	
		しんりん くじ 2	移動局	三陸北部森林管理署久慈支署	
		しんりん くじ 3	移動局	三陸北部森林管理署久慈支署	
		しんりん くじ 41	移動局	三陸北部森林管理署久慈支署	
		しんりん くじ 5	移動局	三陸北部森林管理署久慈支署	
東北電力(株)岩手支店	電力業務用	くじえいぎょう	移動局	東北電力(株)久慈営業所	
普代村漁業協同組合	出漁漁船との連	ふだいむらぎよきょう	海岸局	普代村漁業協同組合	
日本赤十字社岩手県支部	災害情報連絡事	につせきいわてしづ	移動局	日本赤十字社岩手県支部	



### 3-3-3 非常通信運用細則

#### 第1章 総則

(目的)

**第1条** この細則は、非常通信規約（以下単に「規約」という。）第15条の規定に基づき、非常通信の実施及び訓練に必要な事項を定めることを目的とする。

（無線局、有線電気通信設備の設置者又は設置者の団体の名称等）

**第2条** 規約第8条に定める非常通信実施計画及び訓練計画に必要な無線局、有線電気通信設備の設置者又は設置者の団体の名称等は、非常通信協議会（以下、「協議会」という。）構成員別に別冊にこれを掲げる。ただし、中央非常通信協議会長が、特に必要がないと認めた場合は、その一部の記載を省略することができる。

2 地方協議会は、連絡の設定及び通信の疎通を円滑にするために統制局を設けることができる。

（非常通信系の構成）

**第3条** 非常通信系は、原則として次の順序により構成するものとする。

- (1) 同一構成員内の通信系
- (2) 異なる構成員相互間の通信系

（地方区及び地区非常通信系の構成）

**第4条** 総合通信局等の管轄区域内（以下「地方区」という。）の地区相互間の非常通信系の構成は、それぞれの地方協議会がこれを定めるものとする。

2 隣接地方区相互間の非常通信系の構成は、関係地方協議会で協議してこれを定めるものとする。

3 都道府県内の非常通信系の構成は、それぞれの地区協議会（地区協議会のないところでは地方協議会）がこれを定めるものとする。

（移動する無線局の活用）

**第5条** 非常通信の実施に際しては、移動する無線局を活用するものとし、その運用については次の区別に従いその局の移動状況等を参酌してあらかじめ計画を立てておくものとする。

- (1) 地方区内を移動範囲とするものについては、当該地区協議会
- (2) 都道府県内を移動範囲とするものについては、当該地区協議会（地区協議会のないところでは地方協議会）
- (3) 常置場所を中心に他の地区にまたがって一定の距離以内を移動範囲とするものについては、その常置場所を管轄する地区協議会（地区協議会のないところでは前号に同じ。）

**第6条** 移動する無線局が災害地（武力攻撃事態等又は緊急対処事態において、直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害が発生した地域並びに住民の要避難地域及び避難先地域を含む。以下同じ。）又はその付近に移動している場合は、できる限り出勤して非常通報の疎通に協力するものとする。

（非常通報の内容）

**第7条** 非常通信における通報（以下「非常通報」という。）の内容は、次に掲げるもの又はこれに準じるものとする。

- (1) 人命の救助に関するもの
- (2) 天災の予警報（主要河川の水位を含む。）及び天災その他の状況に関するもの
- (3) 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料

- (4) 電波法第 74 条実施の指令及びその他の指令
- (5) 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他の秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- (6) 暴動に関する情報連絡及びその他緊急措置に関するもの
- (7) 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
- (8) 避難者救護に関するもの
- (9) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
- (10) 鉄道線路、道路、電力設備、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの
- (11) 中央防災会議、同事務局、地方防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部及び災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの
- (12) 災害救助法第 24 条及び災害対策基本法第 71 条第 1 項の規定に基づき、都道府県知事からの医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの
- (13) 前各号に定めるもののほか、災害（武力攻撃事態等又は緊急対処事態において、直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物質的災害を含む。以下同じ。）が発生した場合における住民の避難、救護、情報の収集、生活の安定及び復旧その他必要な措置に関するもの。

(非常通報の発信)

**第 8 条** 非常通報は、法令上許される範囲において、構成員が自ら発受するほか、依頼に応じてこれを発受するものとし、頼信の場合は、「非常」の表示をして差し出すものとする。

**第 9 条** 非常通報の内容は、なるべく簡潔明瞭なものでなければならない。

(非常通信の実施)

**第 10 条** 構成員は、第 7 条に関係する者から非常通信の依頼があったときはこれに応ずるものとする。ただし、電気通信役務の利用によって目的を達し得ると認められる場合はこの限りではない。

(暴動の場合の非常通信の実施)

**第 11 条** 暴動（目的のいかんを問わず少なくとも一地方の安寧秩序を乱す程度、又は公共の静ひつを害する程度に多衆が結合して暴行脅迫を行うことをいう。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に非常通信を行うときは、特に慎重を期し、できる限り警察署、海上保安部署、又は検察庁と密接に連絡協議してこれを行うものとする。

(非常通信の協力)

**第 12 条** 構成員は、他の構成員から非常通信の疎通について協力を求められたときは、できる限りこれに応じなければならない。

**第 13 条** 非常通報は無料として取り扱うものとする。ただし、電気通信役務の利用に係る費用（約款により無料となるものを除く。）及び別に通信の取り扱いに関し補償を必要とする場合は、この限りではない。なお、費用の負担は、原則として依頼者が負担することとする。

**第 13 条の 2** 構成員は、非常通報の配達に協力し、その配達上便宜の措置を講ずるものとする。

## 第 2 章 非常通信の運用

(非常通信の運用)

**第 14 条** 非常通信の運用は、無線局運用規則（以下単に「運用規則」という。）などの関係規定に

よるほか、本章の定めたところによるものとする。

**第15条** 災害地にある無線局及び、その他の通信施設は、非常通信を確保するため、法令上許される範囲内において最大限に運用するよう努めるものとする。

(使用周波数)

**第16条** 無線通信による連絡設定の場合において、A1A電波4,630kHz-によるところが困難であるか、又はA1A電波4,630kHz-の設備がないときは、通常通信波又は18条に定めるものの中から選定した周波数によって行うものとする。

**第17条** 前条の規定にかかわらず、現用通信系による無線通信、無線電話の連絡設定は、通常通信波でこれを行うことができる。

**第18条** 非常通信に使用する周波数が、使用制限として昼間波又は夜間波に指定されている周波数であるときは、それぞれの使用制限内で使用するものとする。

(使用周波数)

**第19条** 非常事態発生のおそれがある場合は、その付近の構成員は、その通信の相手方に対し後刻非常通信を実施することがある旨を連絡し、実施の場合の連絡方法、連絡時刻等をあらかじめ協議しておくものとする。

**第20条** (削除)

**第21条** 無線電信局において災害地にある無線局と連絡を必要とし、呼出しを行うも応答を得られないときは、自己の聴取する周波数を示して随時呼出しを行うものとする。

(非常通信の伝送順序等)

**第22条** 非常通報の形式、記載方法、伝送順序及び伝送方法は、次によるものとする。

(1) 形式

電報形式又は文書形式(通常の文書体で記載するもの。ファクシミリの場合も同じ。)とし、次の事項を記載するものとする。

- ① 種類(ヒゼウ、欧文の場合はE X Z)
- ② 字数(文書形式のものの場合を除く。また、電報形式のもので電話回線のみを経由することが明らかな場合は省略することができる。)
- ③ 発信局
- ④ 発信番号
- ⑤ 受付日
- ⑥ 受付時分
- ⑦ 名宛
- ⑧ 指定
- ⑨ 記事(又は局内心得)
- ⑩ 本文

(2) 記載方法

- ① 受付時分は24時間体制をもって記載するものとする。
- ② 非常通報を中継する場合は、その記事に中継者名を順次付するものとする。
- ③ 受付日は、必要がある場合に限り、「ヒ」の文字とのその次に日付を表す数字とを記入するものとする。

(3) 伝送順序

1号に掲げる事項の順序によるものとする。

(4) 伝送方法

- ① 電信の場合

伝送上の記号は、受付時分の次の区切点「 」を、指定の前には「ホホ」を、記事（又は局内心得）の前には「ウウ」を、本文の前には「ホレ」を、また、受付時分の数字は運用規則別表第1号3に定める数字の略体をもって伝送するものとする。

② 電話及びファクシミリの場合

1号に掲げる事項の伝送は、それぞれの区別を付して行うものとする。

③ 伝送途中における形式の変更

非常通報の伝送途中において、必要があるときは、文書形式を電報形式又は、電報形式を文書形式に変えて当該通報を伝送することができるものとする。

**第23条** 前条の規定にかかわらず、同一構成員内で行う非常通報の伝送順序及び伝送方法等は、適宜定めることができる。

**第24条** 非常通信実施中は、非常通報の疎通に全力をあげるものとし、自己の業務通信に優先させるものとする。

2 通常の通報の通信中非常通報を送信する必要を生じたときは、直ちにその通信を中止して非常通報を送信しなければならない。この場合には「BKOSO」の符号を付して直ちに非常通報の送信を開始するものとする。

### 第3章 訓練通信

(訓練通信の種別及び訓練回数)

**第25条** 規約第12条に規定する訓練は、各個訓練及び総合訓練とする。

(1) 各個訓練とは、常用通信系による訓練及び同一構成員内又は異なる構成員相互間の新規連絡による訓練

(2) 総合訓練とは、地方若しくは地区ごとに構成員が参加して実施する訓練又は数地方若しくは数地区と東京都との間に行う訓練

2 前項の訓練回数は、第3条に規定するものについては中央協議会、第4条及び第6条に規定するものについてはそれぞれの地方又は地区協議会で適宜定めるものとする。

**第26条** 前条の訓練は、定期又は随時に行うものとし、協議会ごとにあらかじめ訓練日時、訓練通信系統、訓練参加局、訓練要領を定めて実施するものとする。

**第27条** 協議会は、前2条の訓練実施計画を定めたときは、郵政省及び必要と認める隣接の各協議会に連絡するものとする。

(訓練通信の聴取)

**第28条** 各無線局は、近隣各地方区、地区において訓練通信が行われるときは、自局の運用に支障がない限りなるべくこれを聴取し、空電、混信、地震感度等を記録し、非常通信の円滑な運用に資するものとする。

(通信の中止)

**第29条** 他の無線局が自局と同一周波数により訓練通信を実施しようとしているときは、特に急を要するもの以外は、その周波数による通信を一時中止して訓練通信の疎通の円滑を図らなければならない。

(訓練通信計画)

**第30条** 定期訓練の実施については、年間を通じて各時間ごとの感度、空中状態等が記録できるよう計画するものとする。

(訓練通信時間)

**第31条** 1回の訓練通信時間は、なるべく10分以内をもって終了するものとする。ただし、特に必要と認める場合はこの限りではない。

**第32条** (削除)

(訓練通信の模擬通報)

**第33条** 訓練通信は、原則として模擬通信によって行うものとし、頼信の場合は「訓練非常」なる表示をして差出すものとする。

2 前項の模擬通報の記事(又は局内心得)及び本文の冒頭には「クンレン」と記載し、種類欄は空欄とするものとする。

(訓練通信終了後の通報)

**第34条** 訓練通信終了に際しては、空電、混信、受信感度その他参考となるべき事項を相互に通報するものとする。

(報告)

**第35条** 訓練通信終了後は、所属の協議会に対し、別紙様式により報告するものとする。

2 協議会は、全国の報告事項を整理し、季節別、時間別による通信状態を把握して非常通信実施上に資するものとする。

**第35条の2** 非常通信の取扱い要請を行った協議会は、速やかに中央協議会あて報告するものとする。

(周知)

**第35条の3** 非常通信の取扱い要請を行った協議会は、非常通信の実施体制を確保している旨、関係機関等を通じ住民等に対して周知を図ることとする。

**第36条** 各協議会は、事務遂行の円滑を図るため、あらかじめ連絡の方法を定めておくものとする。

**第37条** 各協議会の役員名簿は、別冊にこれを掲げる。

附 則

この規則は、昭和26年10月17日より実施する。

附 則

この規則は、昭和53年3月17日より実施する。

附 則

この規則は、平成元年3月14日より実施する。

附 則

この規則は、平成6年4月13日から実施する。

附 則

この規則は、平成7年4月1日から実施する。

附 則

この規則は、平成7年4月11日から実施する。

附 則

この規則は、平成13年4月23日から実施する。

附 則

この規則は、平成15年4月24日から実施する。

附 則

この規則は、平成16年9月17日から実施する。

### 3-3-4 東北地方非常通信協議会構成員名簿 (岩手県内構成員)

構成員名	
岩手県	東北漁業無線協会
岩手県警察本部	日本放送協会盛岡放送局
宮古市	(株) アイピーシー岩手放送
大船渡市	(株) テレビ岩手
北上市	(株) 岩手めんこいテレビ
釜石市	(株) 岩手朝日テレビ
八幡平市	(株) エフエム岩手
奥州市	(株) ラヂオもりおか
滝沢市	奥州エフエム放送 (株)
紫波町	盛岡ガス (株)
大槌町	三陸鉄道株式会社
山田町	岩手県北自動車株式会社
岩泉町	岩手開発鉄道株式会社
普代村	(社) 岩手県タクシー協会
野田村	(一社) 日本アマチュア無線連盟岩手県支部
岩手県町村会	(株) 日本政策金融公庫盛岡支店中小企業事業

### 3-3-5 アマチュア無線局一覧

識別信号	氏名	住所	電話番号
JF7JHG	新屋輝男	普代村3-48-1	35-2757
JF7UZL	新屋真知子	普代村3-48-1	35-2757
JM7JRX	島山博	普代村2-4-5	35-2263
JN7KID	片座俊也	普代村2-5-25	35-3519

## 3-4-1 被害状況判定の基準

(1) 災害による人及び建物等の被害の判定基準は、おおむね次によるものとする。

被害区分		判定基準	
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの	
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの	
	負傷者	重傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、1月以上の治療を要する見込みのもの
		軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、1月未満で治療できる見込みのもの
住家の被害	全壊、全焼、全流失		住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。具体的には、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(内閣府)による。
	半壊、半焼		住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。具体的には、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(内閣府)による。
	一部破損		被害が半壊に達しないが、ある程度の補修を加えれば再びその目的に使用できる程度のもの
	浸水	床上	浸水が住家の床上に達した程度のもの
床下		浸水が住家の床上に達せず、床下に溜まった程度のもの	
田畑の被害	流失、埋没		耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能となったもの
	冠水		植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの
その他の被害	道路決壊		高速自動車道、一般国道、県及び市町村道の一部が損壊し車両の通行が不能となった程度の被害
	橋梁流失		市町村道以上の道路に架設した橋が一部又は全部流失し、一般の渡橋が不能になった程度の被害
	堤防決壊		河川法にいう1級河川及び2級河川の堤防、あるいは溜池、かんがい用水路の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害
	鉄道不通		汽車、電車等の運行が不能になった程度の被害
	被害船舶	沈没	船体が没し、航行不能になったもの
		流失	流失し、所在が不明になったもの
破損		修理しなければ航行できないもの	
文化財の被害	全壊又は滅失		文化財が滅失し、又は損壊部分が甚だしく残存部分に補修を加えても文化財としての価値を失ったと認められるもの
	半壊		重要部分に相当の被害にあったが、相当の補修を加えれば文化財としての価値を維持できるもの
	一部破損		被害が一部にとどまり、補修により文化財としての価値を維持できるもの

(2) 被害報告に使用する用語の定義は次のとおりとする。

用語	定義
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。従って、同一家屋内に親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿その他これらに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、原則としてその寄宿舍等を1世帯として取扱うものとする。
非住家被害	住家以外の建築物をいう。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
船舶	櫓、櫂のみをもって運転する舟以外の舟をいう。
り災世帯	災害により、全壊、半壊、床上浸水により被害に遭った世帯をいう。
り災者	り災世帯の構成員をいう。



## 3 - 4 - 2 災害報告取扱要領

(昭和 45 年 4 月 10 日付け消防防第 246 号消防庁長官通達)  
[最終改正 平成 13 年 6 月 28 日付け消防災第 101 号・消防情第 91 号]

### 第 1 総則

#### 1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 22 条の規定に基づき消防庁長官が求める報告のうち災害に関する報告についてその形式及び方法を定めるものとする。

なお、災害即報については、火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付消防災第 267 号）の定めるところによるものとする。

#### 2 災害の定義

「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他の異常な自然現象または大規模な事故のうち火災（火災報告取扱要領（平成 6 年 4 月 21 日付消防災第 100 号）に定める火災をいう。）を除いたものとする。

#### 3 被害状況等の報告

市町村は、把握した被害状況等について必要な事項を都道府県に報告し、都道府県は、市町村からの報告及び自らの情報収集等により把握した被害状況等を整理して、必要な事項を消防庁長官に報告するものとする。

なお、各都道府県は、被害状況の把握にあたって当該都道府県の警察本部等と密接な連絡を保つものとする。

#### 4 報告すべき災害

この要領に基づき報告すべき災害は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- (2) 都道府県または市町村が災害対策本部を設置したもの
- (3) 災害が当初は軽微であっても、2 都道府県以上にまたがるもので、一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- (4) 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの
- (5) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの

#### 5 報告の種類、期日等

- (1) 報告の種類、提出期限、様式及び提出部数は次の表のとおりとする。

報告の種類	提出期限	様式	提出部数
災害確定報告	応急対策を終了した後 20 日以内	第 1 号様式	1 部
災害中間年報	12 月 20 日	第 2 号様式	1 部
災害年報	4 月 30 日	第 3 号様式	1 部

- (2) 災害中間年報は、毎年 1 月 1 日から 12 月 10 日までの災害による被害の状況について、12 月 10 日現在で明らかになったものを報告するものとする。
- (3) 災害年報は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの災害による被害の状況について、翌年 4 月 1 日現在で明らかになったものを報告するものとする。

## 第2 記入要領

第1号様式、第2号様式及び第3号様式の記入要領は、次に定めるところによるものとする。

### 1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で行方不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者とする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者とする。

### 2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家がその居住のため基本的性能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
- (3) 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもので、又は主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
- (4) 「一部損壊」とは、全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- (6) 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

### 3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4) 非住家被害は、全壊又は半壊の被害に遭ったもののみを記入するものとする。

### 4 その他

- (1) 「田の流出、埋没」とは、田の耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水に浸かったものとする。
- (3) 「畑の流出、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4) 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。

- (5) 「道路」とは、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
- (6) 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7) 「河川」とは、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- (8) 「港湾」とは、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、係留施設、又は港湾の利用及び管理上必要な臨港交通施設とする。
- (9) 「砂防」とは、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (10) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- (11) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (12) 「被害船舶」とは、ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流出し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害に遭ったものとする。
- (13) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- (14) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (15) 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (16) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (17) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (18) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害に遭い通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。  
例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- (19) 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

## 5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

## 6 被害金額

- (1) 「公立文教施設」とは、公共の文教施設とする。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- (4) 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
- (5) 災害中間年報及び災害年報の公共文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。
- (6) 「公共施設被害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害に遭った市町村とする。
- (7) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作

物等の被害とする。

- (8) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- (9) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
- (10) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
- (11) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等の被害とする。

## 7 その他

備考欄には、災害発生場所、発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

## 第1号様式 災害確定報告

都道府県			区分			被害			
災害名 ・ 確定年月日			月 日 時確定			田	流出・埋没	ha	
							冠水	ha	
報告者名						畑	流出・埋没	ha	
							冠水	ha	
区分			被害			そ の 他	文教施設	箇所	
区的被害			被害				病院	箇所	
人的被害	死者		人				道路	箇所	
	行方不明者		人				橋りょう	箇所	
	負傷者	重傷	人				河川	箇所	
		軽傷	人				港湾	箇所	
住家被害	全壊		棟				砂防	箇所	
			世帯				清掃施設	箇所	
			人				崖くずれ	箇所	
	半壊		棟				鉄道不通	箇所	
			世帯				被害船舶	隻	
			人				水道	戸	
	一部破損		棟				電話	回線	
			世帯				電気	戸	
			人				ガス	戸	
	床上浸水		棟				ブロック塀等	箇所	
			世帯						
			人						
床下浸水		棟				り 災 世 帯 数	世帯		
		世帯				り 災 者 数	人		
		人							
非住家	公共建物		棟				火災発生	建物	件
	その他		棟					危険物	件
								その他	件

区分	被害	都対	名称
----	----	----	----

公立文教施設	千円						
農林水産業施設	千円				設置	月	日 時
公共土木施設	千円				解散	月	日 時
その他の公共施設	千円						
小計	千円						
公共施設被害市町村数	団体						
その他	農産被害	千円		設置市町村名 災害対策本部	計 団体		
	林産被害	千円					
	畜産被害	千円		適用市町村名 災害救助法	計 団体		
	水産被害	千円					
	商工被害	千円					
その他	千円			消防職員出動延人員	人		
被害総額	千円			消防団員出動延人員	人		
備考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の概況  消防機関の活動状況  その他（避難の勧告・指示の状況）						

## 第2号様式 災害中間年報

都道府県名 \_\_\_\_\_

区分		災害名							計
		発生年月							
人的被害	死者		人						
	行方不明者		人						
	負傷者	重傷	人						
		軽傷	人						
住家被害	全壊		棟						
			世帯						
			人						
	半壊		棟						
			世帯						
			人						
	一部破損		棟						
			世帯						
			人						
	床上浸水		棟						
			世帯						
			人						
床下浸水		棟							
		世帯							
		人							
非住家	公共建物		棟						
	その他		棟						
り災世帯数			世帯						
り災者数			人						
被害総額			千円						
公立文教施設			千円	( )	( )	( )	( )	( )	
農林水産業施設			千円	( )	( )	( )	( )	( )	
公共土木施設			千円	( )	( )	( )	( )	( )	
その他の公共施設			千円	( )	( )	( )	( )	( )	
その他被害			千円						
消防職員出動延人数			人						
消防団員出動延人数			人						
都道府県災害対策本部		設置	月日	月日	月日	月日	月日		
		解散	月日	月日	月日	月日	月日		
災害対策本部設置市町村			団体	団体	団体	団体	団体	団体	
災害救助法適用市町村			団体	団体	団体	団体	団体	団体	

第 3 号様式 災害年報

都道府県名

区 分		災害名							計
		発生年月日							
人的被害	死者	人							
		行方不明者		人					
	負傷者	重傷		人					
		軽傷		人					
住家被害	全壊	棟							
		世帯							
		人							
	半壊	棟							
		世帯							
		人							
	一部破損	棟							
		世帯							
		人							
	床上浸水	棟							
		世帯							
		人							
床下浸水	棟								
	世帯								
	人								
非住家	公共建物		棟						
	その他		棟						
その他の	田	流出・埋没		ha					
		冠水		ha					
	畑	流出・埋没		ha					
		冠水		ha					
	学校		箇所						
	病院		箇所						
	道路		箇所						
	橋りょう		箇所						
	河川		箇所						
	港湾		箇所						
	砂防		箇所						
	清掃施設		箇所						
	崖くずれ		箇所						
	鉄道不通		箇所						
	被害船舶		隻						
	水道		戸						



都道府県名

区分	災害名		発生年月						計			
電	話	回線										
	電	気	戸									
	ガ	ス	戸									
その他	ブロック塀等	箇所										
火災発生	建	物	件									
	危	険	物	件								
	そ	の	他	件								
り	災	世	帯	数								
り	災	者	数	人								
公	立	文	教	施	設	千	円					
農	林	水	産	業	施	設	千	円	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )			
公	共	土	木	施	設	千	円	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )				
そ	の	他	の	公	共	施	設	千	円	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )		
小	計	千	円	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )								
	公	共	施	設	被	害	市	町	村	数	団	体
その他	農	産	被	害	千	円						
	林	産	被	害	千	円						
	畜	産	被	害	千	円						
	水	産	被	害	千	円						
	商	工	被	害	千	円						
	そ	の	他	千	円							
被	害	総	額	千	円							
都道府県災害 対策本部	設	置	月	日	月	日	月	日	月	日		
	解	散	月	日	月	日	月	日	月	日		
災	害	対	策	本	部	設	置	市	町	村	団	体
災	害	救	助	法	適	用	市	町	村	団	体	
消	防	職	員	出	動	延	人	数				
消	防	団	員	出	動	延	人	数				

### 3-4-3 火災・災害等即報要領

(昭和 59 年 10 月 15 日付け消防災第 267 号消防庁長官通達)

[最終改正 平成 16 年 9 月 消防震第 66 号]

#### 第 1 総則

##### 1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 22 条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災、災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

(参考)

消防組織法第 22 条

消防庁長官は、都道府県及び市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関することを求めることができる。

##### 2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成 6 年 4 月 21 日付け消防災第 100 号）」、「災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付け消防防第 246 号）」、「救急事故等要領（昭和 57 年 12 月 28 日付け消防救第 53 号）」の定めるところによる。

##### 3 報告手続

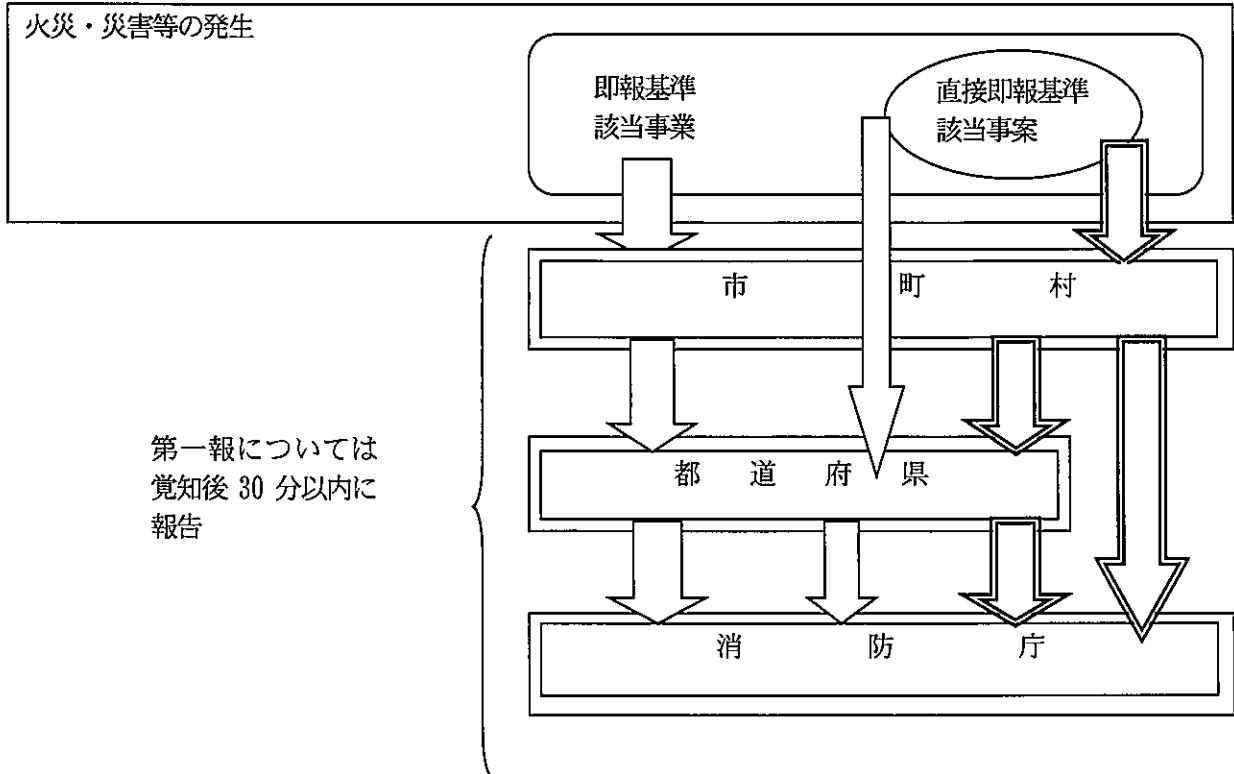
- (1) 「第 2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合をいう。(1)及び(5)において同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2 以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

- (2) 「第 2 即報基準」に該当する災害が発生した場合には、当該災害が発生した地域の属する市町村は、災害に関する即報を都道府県に報告するものとする。
- (3) 「第 2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報を消防庁に報告を行うものとする。
- (4) 「第 3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第一報を都道府県に加え、消防庁に対しても、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したとき、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を報告するものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告するものとする。

都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、

市町村からの報告を待たずして報告を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。



#### 4 報告の方法及び様式

火災・災害等の即報にあたっては、(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告するものとする。また、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合において、迅速性を確保するため、様式によることができない場合には、この限りではない。また、電話による報告も認められるものとする。

##### (1) 様式

###### ア 火災等即報……第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（爆発を除く。）については、第1号様式、特定の事故については、第2号様式により報告すること。

###### イ 救急・救助事故等即報……第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急処理事態を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故については、省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

###### ウ 災害即報……第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア火災等即報、イ救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

##### (2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星車載局を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

- ア 「第3直接即報基準」に該当する火災・災害等
- イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等
- ウ 報道機関に取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等
- エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

## 5 報告に際しての留意事項

- (1) 「第2即報基準」及び「第3直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告するものとする。
- (2) 市町村又は都道府県は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配慮し、迅速な報告に努めるものとする。
- (3) 各都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等と密接な連絡を保つものとする。
- (4) 市町村が都道府県に報告できない場合にあっては、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告するものとする。
- (5) (1)から(4)までにかかわらず、地震等により、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を市町村は直ちに消防庁及び都道府県に対し報告するものとする。

## 第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

### 1 火災等即報

#### (1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- 1) 死者が3人以上生じたもの
- 2) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

#### (2) 個別基準

次の火災及び事故については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

#### ア 火災

##### ア) 建物火災

- 1) 特定防火対象物で死者の発生した火災
- 2) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- 3) 大使館・領事館、国指定重要文化財又は特定違反对象物の火災
- 4) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- 5) 損害額1億円以上と推定される火災

##### イ) 林野火災

- 1) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- 2) 空中消火を要請したもの
- 3) 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの

##### ウ) 交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で次に掲げるもの

- 1) 航空機火災
- 2) タンカー火災のほか社会的影響度が高い船舶火災
- 3) トンネル内車両火災